

ベトナム国
ハイフォン幹線道路整備事業
（協力準備調査（有償））
スコーピング案

日時 平成 27 年 5 月 29 日（金）14：02～17：28

場所 JICA 本部 212 会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野
助教

田中 充 法政大学 社会学部及び地域研究センター 教授

谷本 寿男 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授
/ 社会福祉法人 共働学舎 顧問

二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 教授

原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

平山 義康 大東文化大学 環境創造学部 教授

JICA

< 事業主管部 >

渡辺 大介 東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課 企画役

田中 亜依 東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課

毛利 剛士 東南アジア・大洋州部 東南アジア第三課

< 事務局 >

渡辺 淳 審査部 環境社会配慮審査課 課長

柴田 夕羽 審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

安井 淳治 株式会社長大

工藤 浩 株式会社長大

山下 晃 環境社会基盤コンサルタント株式会社

南海 泰平 株式会社ソーワコンサルタント

午後2時02分開会

渡辺課長 時間が限られておりますので、先に諸注意事項をご説明申し上げますと、委員の方は既に御存じと思いますが、本日、特に傍聴、オブザーバー席にいらっしゃるコンサルタントの方々、ご発言はオブザーバーとして可能なのですけれども、ご発言される際は、全て議事録をとっておりますので、所属、名前を先に伝えていただいた上で、ご発言をお願いしたいと思います

本日はベトナム課、担当課から渡辺さんと田中さん、2名お見えになっております。委員は、石田委員、まだお見えになっていないのですけれども、田中委員と平山委員、谷本委員、二宮委員、原嶋委員ということで、司会は私、環境配慮審査課長の渡辺が務めさせていただきます。

通例の主査の決定ですが、今回、皆様、さほどこれまで主査のご経験があまり多くないということで、石田委員は、この前のインドの1回、谷本委員は2回、二宮委員が1.5回、原嶋委員が1回と。田中委員が1回、平山委員はゼロ回となります。

石田委員 じゃ、やりましょう。今日も案件数が多いですから。

渡辺課長 これは7月の全体会合が、7月3日でしたか。石田委員大丈夫ですか。

石田委員 大丈夫です、7月3日はいます。

渡辺課長 それでは、石田委員に主査をお願いしたいと思います。

今日、事前に田中委員、二宮委員から、4時、あるいは4時半ごろ退席という連絡を承っております。コメントの数も87個ということで、かなりの数になっておりますので、効率的に議論を進めていただければと思います。時間も限られておりますので、今お見えになっていないお二人のところは若干飛ばす形で、先に、今既にお見えになっている委員の方々のコメントに対する質疑等から開始いただければと思います。

では、石田主査をお願いします。

石田主査 石田です。では、引き継ぎます。

先に帰られるご用のある委員の方は、どうぞおっしゃってください。その委員のコメント形成を先にしたいと思います。

では、まず質問とコメント、これはもう今は全部一緒にしていただいているので、順番にいきます。

1番、二宮委員をお願いします。

二宮委員 1番は、道路整備の事業のときには似たような質問をするのですが、恐らく、平山先生とか田中先生も似たようなご関心と思いますが、今回対象となる二つの橋については、ある程度交通量を推計しているという理解でいいのでしょうか。この回答の書き方が、いま一つよくわからなかったのですけれども。そうであれば、そのことを明記していただければありがたく思います。

残りの四つについては今後ということで、恐らくネットワーク型の開発なので、本来は、ある程度、粗でも交通の総量というのをイメージしてやったほうがいいとは思

うのですけれども、2030年以降じゃないとできないというのは何か理由があるのかという、この2点を確認させてください。

石田主査 いかがでしょうか。

渡辺企画役 回答のところに書かせていただいている内容に、基本的には沿ってご説明したいと思いますが、まず、ハイフォン市の道路交通マスタープランというのが、いわば上位計画としてございまして、この中で交通需要予測というものは実施されております。その旨はここに明記させていただきました。

また、今、残りの四つについてとおっしゃったのは、今回の2橋以外の、このま で書いているその他のものという質問のご趣旨だと思うのですけれども、これらは、F/Sはまだ実施されていないというのが現状でして、F/Sの実施はもう少し先に、30年以降になるという情報を得ておりますが、今回の事業対象には、これら四つは入って きておりません。

二宮委員 ありがとうございます。今わかっている範囲の交通需要の中で位置づけ て、この二つの橋の整備の合理性みたいなものが明記される必要があると思いたすので、そここのところをしていただければ大変ありがたいです。

渡辺企画役 そうですね。事業実施に当たっては、交通需要というのは非常に重要なポイントになりますので、それは必ずレポートの中に出てくることになるかと理解して おります。

石田主査 よろしいですか。

二宮委員 結構です、はい。

石田主査 ありがとうございます。

続けて2番、3番は、まだいらっしゃっていないお二人の委員で、マスタープランの ことですので、お越しになられてからもう一度聞きたいと思いたす。

じゃ、4番は、私です。この別添 - 1の環状道路を、Ring Road 3と英語で書いてあ る、これは全部ですか、これの一部という意味ですか。

渡辺企画役 レポートの中で言葉が統一されていなかったのは申しわけないのです けれども、基本的に同じものを指してございまして……

石田主査 このVの地点から、QL10の近くまでということですね。これがRing Road 3なのですね。

渡辺企画役 そうです。これが将来的にRing Road 3を形成することになりまして、 実線のところは、既にある道路です。点線のところは、これから作らなきゃいけない ような道路になっていきます。

今回の事業は、ここにブーイエン橋というのがありまして、一部、橋そのものでは なくて、それにつながる道路のところもありまして、ここはあわせて、いずれもRing Road 3の一環になると。

それ以外に、グエンチャイ橋というのがあるということになります。

石田主査 そうすると、資料でRing Road 3の部分、ちょうどこの部分はこう、色で囲われていますけれども、要するに、この部分をやるということですね。Ring Road 3全体はこの部分なのですね。

渡辺企画役 そうです。

石田主査 はい、今よくわかりました、ありがとうございます。

ちょうど田中委員がお越しいただいたところなので、今、1番と4番が終わったところで。

田中委員 また、3は後で、見させていただいて。

石田主査 まず、3はいかがでしょうか。後でよろしいですか。

田中委員 後で、結構です。

石田主査 わかりました。じゃ、もう一回戻ってきます。

田中委員 ありがとうございます。

石田主査 では、5番です。5番と6番は、私と田中委員。グエンチャイ橋事業に関して、接続する道路の整備はどうなっているのでしょうか。私も同様の質問です。

グエンチャイ橋というのはVのところ、これですね。

渡辺企画役 グエンチャイがこっちです。

石田主査 ごめんなさい、Nのほうでしたっけ。

渡辺企画役 はい。これはグエンチャイ橋に関してということですね。

石田主査 はい。グエンチャイ橋だけ橋単独事業。

渡辺企画役 これは回答にございますが、ハイフォン市の道路交通マスタープラン、先ほど申し上げたプランの中の一環として、この橋も計画されております。そのマスタープランに従いまして、ここにつながる道路は4車線以上の規格で計画されているという状況でございます。

もう少し具体的に申し上げますと、グエンチャイ橋、こちらですが、この南側、旧市街のほうになりますけれども、こちらにつながる部分に関しましては、既に、ここにラウンドアバウトがございますけれども、ここからこちらに延びる道路のところの拡幅というか、整備ができておりまして、そこにつながっていくことになります。

北側は、御存じのとおりVSIPという工業団地がございますが、そちらによって既に4車線道路が整備されておりまして、そこにつながることになりますので、橋だけが4車線で、周りが、例えば2車線ということにはならない計画になっております。

田中委員 了解しました。

石田主査 私も了解しました、ありがとうございます。

それでは、7番、8番、原嶋委員お願いします。

原嶋委員 今のことも関連しますけれども、さらに7と10に関連しますけれども、そもそも三つのコンポーネントがあって、道路とブーイエン橋はつながっているのので一体性がわかるのですけれども、グエンチャイ橋ですか、これを一体の事業として行

うことの背景というのは、道路が、橋がたくさんあればあるほど便利なことはよくわかりますし、その大きなマスタープランの中でもそういった計画があるのでしょうかけれども、そもそも、今回、その三つを一体として動かして、かつグエンチャイのほうは、先ほど石田先生からもありましたけれども、周辺はあまり手をつけないというような感じで、ある種の違和感を感じるのですけれども、グエンチャイをあえて一体化させた背景というのは、何かあるんですか。

渡辺企画役 まずは回答に沿ってなんですけれども、一体としての背景を申し上げますと、ハイフォン市と話していく中で、マスタープランに基づいているいろいろやっていかなきゃいけないと。その中で出てきたのがハイフォン市の渋滞の解消であったり、物流の円滑化で大事業があるということで、彼らとしては優先的に、緊急でやらなきゃいけない事業として、この橋二つ及びそれに接続するところがあるので、これを検討してほしいという経緯で検討を始めてございます。

これらに共通するものとしましては、先ほど申し上げたとおり、ハイフォンの物流円滑化、渋滞緩和ということなので、検討をあわせて今やっておりますが、こちらの回答10のほうにも書かせていただいておりますとおり、実際の施工時期につきましては、調査の中で実施する将来需要予測ですとか、経済分析の結果に応じて、場合によっては分けてやるほうがいいんじゃないかという提案もあり得ると考えております。ですので、将来的には2橋が必ず必要になるという理解ですけれども、タイミングについて、本当に同時にやる必要があるかということも含めて検討するというのが我々の考えです。

7番の質問でご指摘いただいている、環境アセスを三つに分けて実施というところは、これは先方政府とも話して、どういうやり方が一番いいかということをあわせて検討したいと思っております。

原嶋委員 そうすると、これは借款ですよ、円借款も場合によっては、ずれてくるというか。

渡辺企画役 可能性はあると思っております。

原嶋委員 そういう可能性もあるということなのですか。

渡辺企画役 一緒じゃなきゃ検討できないというふうには思っていないです。

原嶋委員 そうすると、おのずと実施時期がずれば、アセスも場合によっては、ずれざるを得ない時期も出てくるのかと思いました。わかりました。とりあえずここでわかりました。

11番もこれで結構です。12番もこれで結構です。

石田主査 そうすると、今、7番……

原嶋委員 12番までオーケーです。

石田主査 12までオーケーということですね。

8番はいかがでしょう。

原嶋委員 オーケーです、とりあえず私のほうは。平山先生は、また。

石田主査 平山先生が来られたら、またお聞きします。

原嶋委員 したがって12番まで進んでいただいて結構です。

石田主査 12まで、ありがとうございました。

それでは、13番、谷本委員お願いいたします。

谷本委員 これは、これで結構です。唐突なことしか書いていないというか、きちんと、どういう成果が出るのかというのを書いていただければと思います。これは表ですから、本当に簡潔に書かれたらいいと思うのです。これで結構です。

石田主査 ありがとうございます。

では、続けて14番は私です。別添 - 2。正確にありがとうございます。このやられた資料の青いところがハイフォン市なんですね。

渡辺企画役 いいえ、これは色がついているところ全体がハイフォンです。

石田主査 これ全部がハイフォンで、着色エリアというのは、これ全部なのですか。キャット何とかという島もそうですか。

渡辺企画役 そうです。その中のさらに細かい行政区分で、色分けがされているということです。

石田主査 わかりました。それで工業区というのは、この紫がかった青色のところですか。

渡辺企画役 VSIP工業区は、むしろ一つ前の別添 - 1のほうの方がわかりやすく見ていただけたらと思うのですけれども。こちらの、この真ん中のグレーになった、ここがVSIPの工業区というか、工業団地になります。

石田主査 カットビ空港というのがあって……なるほど、こういう位置関係ですか。

渡辺企画役 ええ。カットビが南の、東のほうに。

石田主査 人民委員会というのは、この赤い点のところがそうなんですか。

渡辺企画役 そうです。旧市街なので、川の南側にまだあるということです。

石田主査 VSIP工業区の斜め左下に、楕円形で区別している円がありますけれども、これは何を意味されるのでしょうか。

渡辺企画役 これですか。

石田主査 いいえ、その赤い点の上の。そのバンダリーは何を意味する。

渡辺企画役 このあたりにVSIPがあるという、ちょっとアバウトな地図で申しわけないのですけれども。

石田主査 そういう意味ですか。わかりました、ありがとうございます。私は結構です。

それでは、15番、原嶋委員お願いします。

原嶋委員 これで結構です。

石田主査 ありがとうございます。

16、17は私ですね。ブーイエン島は橋の裏側です……この真ん中の一番大きな島ですね、これが島なんですね。

渡辺企画役 そうです。これも別添 - 1が一番わかりやすいと思うのですが、別添 - 1の、この緑の、ここがVu Yen Islandとあるんですけども、この緑の、このあたりが、これがまさにブーイエン島になります。

石田主査 わかりました、ありがとうございます。

縮尺と方角を入れていただきたいと思います。ぜひ報告書にはお願いします。

まず、いただいた中で教えていただきたいのですが、別添 - 3の縮尺を教えてくださいませんか。別添 - 3の、せっかくだいい航空写真のマングローブの写真があるのですが、マングローブの写真じゃなくて、航空写真のほうの縮尺がないですね。

渡辺企画役 それは今わかりますか……

石田主査 それと、あと別添 - 5、別添 - 6も、できればお願いできませんでしょうか。

渡辺企画役 縮尺、3と5と6、今わかれば、この場でお伝えします。

工藤氏 大体、カム川の、この川幅が400mぐらいです。

石田主査 カム川が400m、はい。

工藤氏 300から400ぐらいです。

石田主査 そうすると、今のブーイエン島というやつ、ルオットロン川からブーイエン橋までは、まあ3km、4kmある感じなのですね。結構長いのですね。

それから、別添 - 5はどんな縮尺なのでしょう、これは。

例えば、この別添 - 5の縦幅、図面の南北の方向の一番下から一番上までだと、何キロぐらいになるのでしょうか。

工藤氏 おおよそですが、橋と橋の間が、おおよそ8kmぐらいです。

石田主査 今おっしゃっていただいたのは、別添 - 5の。

工藤氏 別添 - 5の、赤い線で2本、川を渡っている2本の橋の間隔が。

石田主査 そこが約8km。

工藤氏 約8kmです。

石田主査 航空写真の北側のほうにある二つの赤い橋の相互の距離が8km。

それから、最後です、別添 - 6はどんな感じですか。これもブーイエン橋と、もう一つの橋の間が8kmということですね。

工藤氏 そうです、そういうことになります。

石田主査 わかりました。ありがとうございます。

実際の報告書のは縮尺を入れておいてください。

では、18番、谷本委員いかがでしょうか。

谷本委員 これは、写真を添付していただいたので、わかりました。

それで、ルオットロン川沿いのエリアのマングローブが2～5mと低いのは、これは

伐採されたという経緯があるのですか。その辺いかがですか。もう一つのほうの、北岸は10～20mですね。それからブーイエン橋のほうは、どれぐらいの樹高のマングローブ林になっているのですか。その辺わかりますか。わかる範囲で結構ですけれども。
渡辺企画役 もしわかれば、そちらのほうで。

南海氏 まず、樹高のほうは、今の段階ではまだその情報がありませんけれども、わかっていないのですけれども、高さが2～5mのところは、多分伐採ではなくて、自然のままあまり成長がよくないということで、その高さまでではないかと。

谷本委員 樹種は違いますか、マングローブの中でも。

南海氏 それについても、一見ほとんど同じ種ですけれども、これからもうちょっと調べないとわからないです。

谷本委員 わかりました。じゃ、これはこれで結構です。大体の面積もわかりましたので、結構です。

石田主査 マングローブの話が出たので、あわせてお聞きしますが、ここは猿だとか、何か野生生物はいるのですか、このマングローブに。目立つようなやつです。

南海氏 ほとんどいないです。保護区もないし、情報もないし。また何回か行って自分の目で見たのですけれども、鳥は見えませんが……

石田主査 哺乳類はいないのですね。

南海氏 いないですね。

石田主査 わかりました、ありがとうございます。

それでは、次は19番、私ですね。別添 - 4……

渡辺企画役 そうですね、別添 - 4と5と6を提供させていただいたので、もしこれらで、見ていただければですが。

石田主査 もう一度教えてください。別添 - 4だと対象地はどこですか。

渡辺企画役 別添 - 4の中だと、これが今ある橋の、キエン橋、ピン橋と、ちょっとほかのところが出てくると思うんですけれども、こちら側に作る、このあたりがグエンチャイ。このあたりにグエンチャイというのが。

ブーイエンが、この辺からになるのですけれども。

石田主査 ブーイエンが、今示した……

渡辺企画役 ブーイエンが、右側の、こっち側です。

石田主査 じゃ、これは南北逆なのですか。下が北ですか。

渡辺企画役 いや、上が北です。右側がブーイエンで、左側がグエンチャイです。

石田主査 右がブーイエンで、左側グエンチャイ。

渡辺企画役 そうです。

石田主査 別添 - 1は、右が……

渡辺企画役 ブーイエンの「ブ」がVです。

石田主査 そうか、ごめんなさい、私が勘違いしました。ブーイエンで、左がグエ

ンチャイなのですね。

渡辺企画役 ベトナム語はNで始まるのがあるのですが、グエンチャイはNで始まるので、このNはグエンチャイです。

石田主査 ちょうど、あのピンクのところなのですね。ピンクのところの北側の。

渡辺企画役 そうですね、ここを渡るのがグエンチャイ。

石田主査 川沿いに沿った、ちょっと山になっているところを、さらに二つの橋がかかると。3号線がグエンチャイだから……

渡辺企画役 3号線はブーイエンです。こっちからずっと、こう行く。

石田主査 ブーイエンからこう行くわけですね。ここですか。

渡辺企画役 この辺をこう行って、ぐっと回ってくるところです。

石田主査 じゃ、途中、汽水域も通るのですか、こうやって。これだと通らない。

渡辺企画役 ここの青はあれでしょう、こっちで言うと、きっと川だったり、実際は、ブーイエン島が、多分ここにあるわけですね。地図がいまいちですが、

安井氏 この辺の地図は、ちょっとおかしいです。

渡辺企画役 そうですね、形が合わないですね。

安井氏 そこは、本当は小さな川です。

石田主査 わかりました。私はイメージはつかめました。ありがとうございます。

それでは、20番、谷本委員お願いいたします。

谷本委員 これは、私は言葉で違和感を持ったものですから。直していただければ、これで結構です。どうぞ、次に。

石田主査 次は私です。事前資料の中では、要するにこの地域というのは、非常に急速に経済発展を遂げている地域でもあるので、今回、JICAさんが協力して取り上げる道路と橋だけじゃなくて、ほかにもいろんな工業関係の事業が同時進行中であるというような記述があって、地図も確か載せられていたと思うのです。それらと合わせたときの総合的な影響は吟味されているのでしょうかというような、実は質問でした。そこはいかがなのでしょう。

もちろん、それぞれ個別の事業なので、個別の事業主が、お金を借りる場所も違うのかもしれませんが、わからないのですが、個別の影響評価をされることになるのですが、ただ、産業全体としては総合的に動くわけなので、港からものが運ばれてきて、また輸出していく。それが、道路が通る、橋を使う。工場ですらできたものまで出荷していくということで、全て不可分一体とは言いませんけれども、不可分一体の定義とは違いますが、互いに影響を及ぼし合っているはずなのです。それに対する考慮なり、記述はあるのかなというのが、私の疑問というか、質問です。

渡辺企画役 ご指摘のとおり、このハイフォンは非常に急速に発展している都市でございます。この事業周辺でも、ここに書かせていただいているとおり、官庁が、今、この川の南側、どっちかということこちら側に旧市街という形でありますけれども、

これを北側に移転する計画ですとか、あるいは、既に稼働していますけれども、VSIPという工業開発地域であったり、あるいは、円借款で支援させていただいていますけれども、ラックフェンという国際大水深港ができるということで、これらとの事業の影響といえますか、まさに交通量需要のところでも、これらができることで、例えば、最初申し上げたところは北側が新市街、南側が旧市街ということになって、この北と南の往来も、非常に交通上多くなりますので、グエンチャイはそれに貢献することになりますし、こちらの港から上がってくる物流という意味でも、ブーイエン橋と工業団地がつながったりですとか、そういう交通需要にも影響しますので、それは、調査の中で必ずするようにしますし、そうした記述も入れていきたいと思っています。

石田主査 わかりました。

それでは、続いて22番、田中委員お願いします。

田中委員 ありがとうございます。よくわかりました。それで、本案件を含む対象地域をほぼ全部含めている、経済区マスタープランですか、これのエリアというのは、この別添 - 1で見ると、どこに位置するのですか。

渡辺企画役 Dinh Vu-Cat Haiの経済区マスター。

田中委員 要するに、戦略アセスは、この経済区マスタープランを対象にやりましたということですが。

渡辺企画役 この別添 - 1の下側に、小さいのですけれども、Dinh Vu-Cat Hai Economic Zoneと、この斜線で引いているところです。かなり広い地区が対象になっているのですけれども、これが対象エリアになります。

田中委員 なるほど。この点線というか、赤い線で結ばれたこのエリアですね。おもしろい形をしていますね。

渡辺企画役 そうです、赤い線で囲って斜線を引いてあるところです。

田中委員 そうすると、この経済区の中で、例えば道路を整備するとか、あるいは橋を整備するということが、その要素として含まれていて、そこを含めて戦略アセスを行ったということですか。

渡辺企画役 そうですね、そういう形。

田中委員 なるほど。それから、もう一つ出ている上位の交通計画というの、戦略アセスの対象になるのですか。道路マスタープランというか、交通計画とか。

渡辺企画役 道路交通マスタープランでは、特に戦略的環境アセスはなされていないという形ですけれども。

南海氏 多分、交通計画だけでは、マスタープランだけでは、戦略的という形ではないのではないかと思います。都市計画とか、地域計画のマスタープランではなされる必要がありますが。

田中委員 なるほど、わかりました。了解しました、結構です。

石田主査 ありがとうございます。

平山委員もお越しいただいたので、一旦ここで、最初のほうへ出ているところをやっていたかもしれませんでしょうか。最初のページに戻っていただきまして、まず、平山委員、2番を。それから、田中委員、3番のところをお願いします。マスタープランに関連するご質問です。

平山委員 今、田中委員がお触れになったことではないかと思えますけれども、ハイフォン市のマスタープランというのが名前が出てきておりますけれども、この事業で、このマスタープランとの関係というのが、マスタープランの中における本事業の関係、位置づけというのがどうなっているのかということです。

それから、マスタープランを作る段階において、どんな指摘がなされたのか、それをこの事業の実施過程できちんと取り入れることになっているのかということ。

そして、この地域における工業開発の見通しというのは、あまり触れられていないとか、ないという方向でどこかに書いてあったと思えますけれども、その点はどうなっているのかということをおしは知りたかったので出しております。

そして、回答のところは、すみません、まだ読んでおりませんが。

渡辺企画役 回答のところに書かせていただいておりますのは、まず上位計画として、問1でもございましたけれども、ハイフォン市の道路交通マスタープランというのがございまして、その中で、本事業の対象としております三つのコンポーネント、グエンチャイ橋と、ブーイエン橋と、第3環状道路の一部、これらがカム川を挟んだ北側の新市街地、工業団地と、南側の旧市街、あるいはラックフェン港につながる部分とを結ぶ交通物流路ということで、将来必要な道路網ということで、そのマスタープランに明示がされてございます。

平山委員 その場合に、例えばEIAとか、環境関係の指摘事項とかというのはあるのかということはどうでしょうか。

渡辺企画役 それはマスタープランの中に書かれているわけではないですね。マスタープランは、あくまでハイフォン市で今後どういう、これは道路のマスタープランですので、どういう計画で、どういう優先順位をつけて道路を作る、あるいは橋を作っていくかということが基本的に書かれているのが、このマスタープランになります。

平山委員 そこで、先ほど田中委員がおっしゃっていた、その戦略的アセスメントの関係というのが、このマスタープランとどういうふうになるのかということなのですが、それはまだ、この段階では整理されていないと。

渡辺企画役 そうですね。

平山委員 されていないということですね、わかりました。

それから、工業開発の見通しというのはどうなっているのでしょうか。

渡辺企画役 工業開発は、これはVSIPだけここに書いてはありますが、ハイフォン市は、工業団地が相当程度増えている地域でして、この事業とは直接関係しません

けれども、ハイフォンと、今、ハノイを結ぶ高速道路も、恐らく今年中にはつながる予定になっていまして、首都とも100km、1時間でつながりますので、かなり工業団地としてのポテンシャルも高くなってきていますから、日本企業さんを含めて、かなり進出は進んでいる地域だというふうに認識しています。

平山委員 そうすると、交通量の増加というのはかなり見込まれるという、見込まないといけないという感じですね。

渡辺企画役 はい、そういう認識で、我々もこういう事業の必要性を検討しています。

平山委員 終わりのほうに、交通量の予測について、どういうふうな立場をとっておられるのかという質問が、私はした記憶がありますが、そこでは、むしろ渋滞が解消されて、問題がなくなるという方向でのご回答がなされていると思いますけれども。

渡辺企画役 こういう橋ですとか、あるいは物流をよくするための道路を作らなければ、恐らく渋滞はどんどんひどくなります。ですので、そういうのを解消するというのが、一つのこういう事業の支援の目的だというふうに思っております。

平山委員 そこはわかるのですけれども、工業団地を、さらに大きなものを作るということになると、それに基づく交通量の増加というのが、かなり大きな問題になるのではないかと思います。それが、この、私が書いている工業開発の見通しということに絡んでくるのですけれども、そここのところについてはどうなのでしょう。

毛利 後ろからすみません、東南アジア3課の毛利と申します。今、平山委員からご指摘いただいている点についてなのですけれども、ご指摘のように、橋ができることによって交通量も増えてくるだろうと。正確には、交通量が増えてきて、それに対応するために今回橋を作るのですが、環境影響評価の中で、当然ながら、この橋ができることによって、どれくらい影響が出るのかということを検討することになりますので、そういった観点から申し上げますと、工業団地の稼働に伴う、かつ、この橋と道路の建設に伴う環境影響がどの程度か生じるのかという観点では、当然、EIAの中で検討を加えることになります。

平山委員 これからやるということですね。

毛利 ええ。まさに今の段階はスコーピングの段階ですので、今後、こういった影響が想定されるので、今後の調査の中では、こういった対応をとっていきますということ、まさに今回お諮りさせていただいているということになります。

平山委員 わかりました。

石田主査 よろしいですか。

田中委員 私のほうは、これで結構ですので、回答で。

石田主査 3番のほうはよろしいわけですね。

田中委員 はい、結構です。

石田主査 それじゃ、平山委員、1ページめくっていただいて、9番もお願いできま

すでしょうか。

平山委員 ここは、戦略アセスメントの対象になったことはあるかということですが、今のお答えの中で、そういうことはないというのがお答えだったと思うので、まだ読んでいませんけれども、そういうことでよろしいのですよね。

渡辺企画役 回答のところに書かせていただいていますけれども、ちょっと先ほどもご説明した、Dinh Vu-Cat Hai経済区のマスタープランという中には、戦略的アセスメントが含まれております。

平山委員 実施されている。

渡辺企画役 マスタープランのほうではなくて、Dinh Vu-Cat Haiの経済区のマスタープラン。交通マスタープランではないというのが、先ほどお答えした趣旨です。

平山委員 そうすると、先ほどの2番のところとの関係ではどうなるのでしょうか。この経済区のマスタープランの中では、この事業というのは戦略的アセスメントでどのように言われているのでしょうか、環境との関係というのは。

渡辺企画役 8と9のご回答の後段部分で、戦略的アセスメントでの記載事項をご紹介させていただいています。

平山委員 「特に重要」と指摘されているということですね。わかりました、了解です。

石田主査 ありがとうございます。

それでは、4ページ目に戻っていただいて、23番、平山委員お願いできますでしょうか。23番、24番、続けてお願いします。

平山委員 28ページの23条、24条、25条というところで、これは単なる用語の疑問だったのですけれども、「審査委員会」という言葉が使われている場合と、それから「審査機関」が使われている場合とがあると思うのですけれども、これは同じなのか、どうなのかというのが一つ。

それから、24条で、これは訳文だと思うのですけれども、「諮問」という言葉が使われているのですけれども、この「諮問」というのは、日本語で使われる場合の「諮問」と同じなのでしょうかと、中身は何なのでしょうかとということ、確認をさせていただきたかったということです。

渡辺企画役 ありがとうございます。回答のほうに書かせていただいていますけれども、天然資源環境省、MONREとありますが、そこは中央省庁の一つですけれども、そちらが重要な事業のEIA報告書を審査、承認権限を持つ審査機関になります。本事業でも、MONREが審査機関になるというふうに想定してございます。その審査機関が、回答の次のページのほうになるかと思えますけれども、審査機関が審査委員会というのを設置して、そこに実際の、「諮問」という言い方をしていますけれども、それをやらせるということになりますので、厳密な意味では、審査機関イコール審査委員会ではないですけれども、審査機関が審査委員会を設置して必要なことをやらせるとい

うたてつけになります。

平山委員 それで、25条を見ますと、「審査委員会の指摘に従って」と、いきなりこう出てくるのですけれども、今おっしゃられた、審査委員会を作るというのは、24条で読むということになるのでしょうか。要するに、どういうメンバーで、どのレベルの人を据えるのか、などというのは、

要するに、審査機関はどのような基準に基づいて審査委員会を作るのかというのは、どこかにあるのでしょうか。たとえば、外部の委員が含まれるのかとかです。

渡辺企画役 こういう条項を見た限り、そこは明確には……

平山委員 わからない。

渡辺企画役 はい。

平山委員 要するに、一般的に、この法文というのは、まだできて間がないという書き方がどこかにあったと思いますが、そういうことで、中身がまだ明確には決まっていないという感じなのでしょうか。

渡辺企画役 改定されたのは2014年ですので、改定からまだ間もないということですよ。

平山委員 間がないから、具体的な運用細則のようなものは決まっていない。

渡辺企画役 徐々に決めていっている部分はあると思いますけれども。

平山委員 ですから、ここについては決まっているのかどうかと聞きたいのですけれども。

原嶋委員 それは、でも2005年法でほとんど決まって、今回、その部分は踏襲だという。2005年法でほとんどできていて、戦略的アセスメントは入っていて、その部分はちょっと変わりましたけれども、ほとんどの部分はデクレも、デクレとは命令ですけれども、ほとんど踏襲していますから、アセスとかもそんなに劇的に変わっていないです。ほかのところは、変わったところはあるかもしれません。

平山委員 そうすると、審査委員会と審査機関との関係とか、審査機関がどのくらい縛られるのかというのが一番知りたいのですけれども、そこらのところは怎么样了。

原嶋委員 過去の例が、多分たくさんあると思いますけれども。

南海氏 ソーワコンサルタントの南海と申しますけれども、ここまで、何回か審査委員会の会議に出て、聞いてみたのですけれども、審査委員会はほとんどが大学の先生と、その専門で、例えばマングローブの専門の方とか、そういう7~9人ぐらいのメンバーで構成されて、審査委員会ですけれども。そのEIAの内容に、割合に直接関係する分野の専門の方が対象に、委員会に招聘されているという形です。

平山委員 そして、審査委員会が出した結論というのは、かなりの拘束力を、審査機関に対して持っていると考えてよろしいのでしょうか。

南海氏 はい。委員会の会議に、やはり議事録があって、各委員の発言が議事に記

録されて、このEIA実施機関等が、その後を対応しなければならない。EIAの報告書の修正もしなければならないとか、その修正した報告書と、また委員会でチェックして、きちんと修正したかどうか、修正から承認の判断、決断をしますけれども。

平山委員 要するに、実質的には審査委員会の権限というか、言うことというのは、非常に大きな重みを持っていると考えてよろしいということですね。

南海氏 はい。そうですね、考えていい、権限を持っています。

平山委員 わかりました。

渡辺企画役 一応、こちらの26条のところにも、(1)で書いてございますけれども、環境影響評価報告書の承認決定書を遵守して実施するというのが事業者の責任として、当然の責任ですけれども、ここにも明記はされてございます。

平山委員 承認決定書を出すのは審査委員会……

渡辺企画役 その承認というところが25条にありまして、審査機関が審査委員会を通してやる。

平山委員 審査委員会が決定するのですよね。

渡辺企画役 承認をするということです。

平山委員 そうですよね。

原嶋委員 承認権限は、天然資源省だと思いますよ。

平山委員 機関のほうですよね。

原嶋委員 権限はね、法律のほうの、機関のほうです。

平山委員 だけれども、今のお話でわかったのですけれども、実質的には審査委員会のほうの指摘事項というのが非常に重みを持っているというふうに理解をしてよろしいということですね。

原嶋委員 多分、そのあたりはいろいろ評価が分かれるところで、なかなか難しいと思う。おっしゃっていることはわかるのだけれども、どのくらい効果的に審査されているかということの評価については、いろんな評価があって、甘いのではないかとか、そういういろんな評価はあることはあるけれども、おっしゃるとおりのことはされているというふうには思うのですけれども。

戦略的アセスについては、いろいろ評価がありますよね。ベトナムの戦略的アセスメントは2005年から入っているけれども。十分されていると言えるかどうかとか、いろいろ。それはまた意見が分かれるところなので、ここで議論しても答えは出ませんけれども。

平山委員 それから、もう一つ。「諮問」というのがありましたけれども、「諮問」というのは、誰の誰に対するものということで、審査委員会に対する審査機関の諮問ということではよろしいのでしょうか。

南海氏 審査委員会が承認機関に対する諮問です。

平山委員 この文章がよくわからないのです。「機関の長は、審査委員会もしくは

は関連機関と組織の諮問を通じて、環境影響評価報告書の審査を行い」と書いてあるのですけれども、この「諮問」というのは、一体何だろうというのが。ただ話を聞く、意見聴取するという程度の意味なのではないでしょうか。24条の、上から……

渡辺企画役 21条のところに、諮問について記載がございます。

平山委員 「事業者が諮問を行う」と書いてありますよね。この翻訳というのは、要するに、「諮問」という言葉は正しい言葉なのですか。「意見を聞く」程度の意味じゃないのですか。日本の行政組織で「諮問」というと、かなり重い言葉なのではないですか。事業者が諮問するなどというのは、普通、日本では言わないのですけれども。

渡辺企画役 この21条で言っている諮問というのは……

南海氏 二つの諮問があるのです。EIAを作る段階で、事業者がEIA実施段階で、そのEIA報告書を作る段階で専門の方を諮問することもある。その後、報告書を承認機関に提出してから、そこで承認機関が審査委員会を作って、そこでまた諮問がかかるのですけれども。

平山委員 その諮問というと、単に意見を聞くという、日本で言う言い方では、それとはどこか違うのでしょうか。

渡辺課長 平山先生、このところは、恐らく翻訳の問題とかもあると思いますので。

平山委員 で、お聞きしているのです。

渡辺課長 なので、今日は、もしそこが不明だということであれば、このスコーピング案のコメントのほうに残していただいて、そこは調査の過程を通じて確認するという形で、進めさせていただきたいのですけれども。

平山委員 そうですか。

石田主査 素直に読むと、「調査」とか、「インタビューをする」とか、そういう意味なのですかね。

渡辺企画役 21条で言っている「諮問」はそういうふうに使えますけれども、これはご指摘があったように、原語はベトナム語で、いろんなところに「諮問」というのが、いろんな意味で使われているように見受けられるかと思います。

石田主査 わかりました。今おっしゃっていただいたように、コメントに残すことが可能ですので、ぜひそこは。平山先生、そう遠慮なさらずに残してあげてください。

平山委員 それから、時間を取って申しわけないので、さっと済ませますが、24番。これは、31ページの表を眺めていて、大きな四角の中の上から大きな3段目に、ちょっと大きな四角があって、「住民協議の実施」というのがありますけれども、これが実施回数、四角が1回、一つしかないの、1回なのかということが一つと、それから、もう一つは、これが一番気になったのですが、JICAのステークホルダーミーティングとの関係はどうなるのかということが気になりました。先ほど、ここは読ませていただいたのですけれども、ステークホルダーミーティングとは関係ありませんというのが答えですよ。それとは別に、こちらの住民協議の実施というのが行われるという

ことだというふうに理解をいたします。ありがとうございました。

そして、もう一つなのですが、その中の大きな四角の下のところ、「住民協議会の開催、要請がある場合」と書いてあるのですけれども、この「住民協議会」というのと「住民協議」との関係、それから、住民協議会または、一番知りたいのは、「住民協議」と書いてあることというのは、これは要請がなければ開かなくてもいいという手続になっているのかどうか。これはあり得ないと思うのですけれども、確認だけさせていただきます。

毛利 ありがとうございます。平山委員にご指摘いただいた点についてなのですが、ステークホルダーミーティングは、この右側の回答のところの記載ぶりも少し誤解を招いてしまったかもしれないのですが、我々は、あくまでもJICAの事業として、今回、事業を検討しているので、当然ながらガイドラインに沿って、ステークホルダー協議を2回開催させていただき所存でございます。ですので、ベトナム国内法で求められていないから、全く今回は開催しないとか、そういったことは一切ございません。

平山委員 そういう意味ではなくて、一番知りたかったのは、ここのベトナムの法で定められている住民協議の実施というのを、例えば、2回のステークホルダーミーティングの1回分に充てるとか、そのようなことをされるのかなと思ったのです。それはもう、別だということですね。

すると、3回。ステークホルダーミーティングが2回と、この法律に基づく住民協議が1回で、3回ミーティングらしきものがあると。

南海氏 まず、ベトナムの法律では、ステークホルダーの意見聴取についての規定がありますが、ミーティングのような住民協議は、要請がないと開かないとなっています。協議会はJICA環境ガイドラインに沿って行いますので、2回行う予定です。こちらの要請で、その実施機関と、そのコミュニケーション委員会と、打ち合わせ・協議を経て、ベトナム側の規定と、こちらJICA側の規定に合わせて、2回を行うことになっていますけれども。

平山委員 それは結論的に言えば、こちらの法律の住民協議の実施というのは要請がないから行わないと。JICAのガイドラインに基づくステークホルダーミーティングを2回行うと、こういうことになりますということですか。

南海氏 そうですね。

平山委員 わかりました。それで、「要請がある場合」というのも意味がわかりました。いずれにしても要請がないから、こちらの法律に基づくものは開かれないということだと了解しました。

南海氏 要請がないか、まだないか。

渡辺企画役 これから出てくれば開かれることになります。それいかにかわらなく、我々はやるべきことを2回必ずやるという姿勢です。

平山委員 理解しました、ありがとうございました。

石田主査 ありがとうございます。

25番は私。ご回答ありがとうございます、結構です。

26番、二宮委員お願いいたします。

二宮委員 26番、よくわかりました。ありがとうございます。

石田主査 よろしいですか。

二宮委員 はい。

石田主査 27番です。とても大切なところなので、コメントで残します。ありがとうございます。

28番、田中委員いかがでしょうか。

田中委員 これは、三つのコンポーネントで事業を行うということの意味がよくわからないということで、関連してお尋ねさせていただいたのです。回答を読むと、要するに、これは市の人民委員会でこういう要請があったので、これをやりますというようなことが、正直なところみたいですね。あまり事業性とか、そういうことを勘案しているわけではないということですか。

渡辺企画役 二つの事業が一緒じゃないとできないかと言われると、そんなことはないと理解しています。ハイフォン市が、ぜひ優先してこの二つをやりたいということで検討を始めております。

田中委員 そうしたことなのだなというのがよくわかりました。もう一つ、大きく経済ゾーンに入っているのも、いずれにしても、これは必要な事業であろうということなのでしょうか。この経済ゾーンですか、経済特区にはなるのですか。わかりました、結構です。

石田主査 ありがとうございます。

今で1時間たちましたが、できれば、もう少し進めて、お休みにするまでに社会配慮の前、つまり68番ぐらいまでは行ってしまった段階で、ちょっとお休みしたいと思っています。よろしくをお願いします。

代替案の検討です。これもいろいろと、自然に影響を与えるところを通るので、たくさん質問が出ています。

まず、29番、30番、31番。原嶋委員、谷本委員、平山委員、いかがでしょうか。

谷本委員 これは同じ質問なのです。やっぱり、ルートが本当に。構造上の話しているのですけれども、やっぱり建設場所、原嶋委員のところ、29番。私は「ルート」と書いています。それから、平山委員は「工法のみ」というふうなことで、やはり、もう少し詰めていただくことが必要じゃないか。その一方で、やはり石田委員がくどく指摘されているマングローブへの圧力ですね。これは幾つかのところで石田委員が示されていますので。

石田主査 はい、くどいばかりに指摘していますね。

谷本委員 そのあたりを田中委員も39番で指摘されています。ということで、このコメントに合体という形で一つにしたらいかがですか。そういう提案をさせていただきます。

石田主査 実は、私の34、36も、29、30、31に密接に関連するのです。要するに、移転数が少ない代替。要するにルートですよ。それから36番も、工法の比較のみであるということなので、やはり非常に関連しています。

谷本委員 ここは本当に、一つの助言案になるのか、二つに分けるのかは後ほど検討するとして、これはこれで、一つまとまった形で助言案を作ったらいかがですか。私はそれだけです。

石田主査 平山委員、原嶋委員、いかがでしょうか。

平山委員 今の谷本委員のご発言のとおりでよろしいのではないかと思います。

原嶋委員 1件だけ。32番に関連しますけれども、グエンチャイ橋は特に問題だと思うのですけれども、橋のクリアランスが変わってくると、住民移転の予定している数は変わる可能性もあると思うのです。そこだけ。

毛利 クリアランスというのは、高さ方面の。

原嶋委員 はい、高さ。

毛利 その分も、当然アプローチの道路、おろす距離が延びていくので、設計にはかかわってきます。ただ、例えば勾配をきつくつけるだとか、そういった形で、多少影響がないわけではないですけれども、そこは設計のとおり。

原嶋委員 そうだね、こういうふうに考えると、船舶の航行との関係で高くすれば、当然アプローチが変わってくるので。そうすると、ここは特に密集しているところですよ、基本的に。見ている限りは、相対的に。だからちょっと問題で。そういう意味では、全体として、このサイトを選んだということの問題は、非常にしっかり説明が必要だと思います。多分、以前にいろんなことが決まっていたのだと思うのですけれども。

空港と直結しているからここを選んだというのは、わからないわけじゃないけれども、逆に、空港からのアクセスは迂回させたほうが良いような気がするのです、真ん中を混ぜるより。そういう感じがして、実は非常に疑問を持っていますので、そこを説明、ちゃんとお願ひします。

安井氏 長大の安井と申します。グエンチャイ橋の南の、特にグエンチャイ通りにおける住民移転、これはこのプロジェクトの中で一番住民移転の影響の大きいところですので、現実に、あのランドアバウトからグエンチャイ橋に行くまでの間に、一つは港の箇所があって、ここはほとんど何ら住民が関係ないのです。その南側に行くと、いわゆるグエンチャイ通りというのがあって、そこに住民移転が発生するのですが、これは構造の変化によって、この住民移転の数に変化はございません。つまり、高くても低くても、それからアプローチがあっても、いずれにしても、このラウンドアバ

ウトまでは、広い拡幅がどうしても必要なのです。ですから、平面でおいても、その先、まだ家が建て込んでいるというわけにはいきませんので、ランドアバウトまではもう全部、その構造いかにかわらず影響してきます。

ただ問題は、都市計画では、一応、五十何メートルの、すごく大きな道路を作りはじめているのですが、そこで一旦とまっているんです。そこを必要最小限といいますか、要するに橋梁と、それから今現在あるグエンチャイ通りですね、その部分をプラスした形で最小限で考えれば、42mぐらいでおさまります。その位置ですね、要するにグエンチャイ通りがあって、東側、西側、全部と拡幅案があるのですけれども、40mの位置をどこにするか検討すれば、両側の建物が影響されないようになるんじゃないかということを検討しています。つまり、非常にわずかなルートの違いで、被影響家屋が少なくなるんじゃないかという、そういうことを検討しています。

それに関しては、もう既に人民委員会のほうである程度のもので作っていますので、我々のほうで、こういう具合にすれば、もう少し減らせる。特に西側、我々はもうほとんど結論を出しているのですが、西側に張りつければ減らせると、東側の家屋は全部助かるという結論は出ているのですけれども、これに関しては、やはり人民委員会と協議しないと、彼らがもともと持っている案ですので、我々としてはこれを提案したいというふうに考えています。

石田主査 何軒ぐらい減るのですか、そうすると。

安井氏 それも、今、まだはっきり。航空写真でやっていますので。実際にはまだ、測量できちんとしたものが出てこない、はっきりとした答えがお出しできません。それもかなり密集地ですので、どのように影響するかというのも、いろいろ変化してきます。例えば半壊になるのか、それともセットバックだけでいいのかとか、いろんなケースが出てきますので、それに関しては、今、一応、我々としてはグエンチャイ通りに関しては提案をしようと、今、資料を作っております。

石田主査 そうすると、私も同じように34番で今のことに、まさしく質問させていただいたのですが、そうすると、人民委員会がされている提案以外の提案を、新たに調査団から出されると、160軒の移転というよりも少なくなるということですね。

安井氏 いや、もともとが、もし人民委員会のままですと、もっと増えると思います。我々は、今、西側だけだと思うのですけれども。

石田主査 それが160軒なのですか。

安井氏 はい、そうだと思います。

山下氏 環境社会基盤コンサルタントの山下と申しますけれども、当初の160軒程度という見積もりは、かなり広い五十点何メートルという状態で、単純に衛星写真程度のもので当たるときに、恐らく出るだろうという数になっています。

ですので、先ほど団長のほうから説明があった、もし幅員そのものが縮められて、かつ向こうの政府側としても、「まあいいよ」と。本当はシンボルなので、かなりど

ーんといきたいという意味はあると思うのですが、そこを縮められれば、まずワークショップ、軒数としては減らすことが可能になります。

もう一つは、片側拡幅にするか、両側にするかということで、市街地なものですから、やはり、道路に面しているからゆえに成り立っている生計というものも、かなり依存しているところがあるので、これは本当に運、不運が出てきちゃうのですけれども、片側でやったことによって、生計に影響を受ける人の率、件数だけではなくて、生計に対するクオリティーを守るという意味では、片側拡幅のほうが、もしかすると影響が少なく済むかもしれない。ここは、正直、やはり社会調査をかけてみて、1回目のステークホルダーミーティングを、実はやっているのですけれども、一応、西側と東側を分けて、西側に拡幅するかなという思いはある一方、一応、東側を聞きながら、そこは社会調査の結果を踏まえて、どれが最適なのかというものを、今後の調査の中で検討していきたいというふうに思っております。

石田主査 今の説明で私もよくわかりました。そうすると、決定ファクターとしては、移転数だとか、移転対象者とか、移転による影響を受けるという規模だけじゃなくて、生計にかかわる部分も、同じく決定ファクターであるというような理解でいいでしょうか。

山下氏 はい、そうなると思います。特に、ベトナムの場合、やはり都市部の移転がハノイなんかでも問題になっていまして、いわゆる代替地がなかなかとれないということと、あと、マンションタイプのものに優先的に入れるという、いろんなものがあるのですけれども、やはり、水牛を引いていた人がマンションに入れられないというものがありまして、そこを考えると、なるべく都市部の移転というのは、道路に面している生計は守った上でというのが基本なのかなというふうに。ざっくりした方針になっているのですけれども。

石田主査 わかりました。

渡辺企画役 あとは補足で、渡河の地点に関することですが、冒頭で申し上げましたとおり、マスタープランでは、確か6カ所、このカム川を渡る計画を、ハイフォン市は持っています。要は、この大きな川がハイフォン市を分断する形になっていますので、ハイフォン市としては、いずれにしろ将来、橋を6カ所ないしそれ以上かけていかなきゃいけないという。

原嶋委員 それは、今、二つ。

渡辺企画役 今、二つございます。このピン橋というのと……

原嶋委員 二つあるわけね。それも含めて6カ所ということですね。

渡辺企画役 いや、それ以外。

原嶋委員 それ以外に。

渡辺企画役 ですから、その中で、ハイフォン市は、こことここが優先だというふうに判断しているので、これを、大胆に場所を変えらるとなると、それはまた別の橋の

計画になってしまいますので、そこは慎重な議論が要るかなと思います。

平山委員 それに関連してですけれども、29、30、31の回答のところ、回答の後半部分ですけれども、「今後、ハイフォン市関連機関にルート選定の背景を確認するとともに」と書いてあるのですけれども、この「ハイフォン市関連機関」というのは、具体的には何のことでしょうか。先ほど、ちょっと出ております人民委員会とか、そういうもののことをおっしゃっているのでしょうか。

渡辺企画役 そうです、ハイフォン市の人民委員会になります。

平山委員 そうですか。

原嶋委員 いずれにせよ、コメントを入れるということで、前に進めていただいたらどうでしょうか。

石田主査 平山先生、よろしいですか。

平山委員 はい、結構です。

石田主査 ありがとうございます。

それでは、32番いかがでしょうか。原嶋先生。

原嶋委員 もういいです。全然問題ないです。特に結構で、今お聞きしました。

石田主査 よろしいですか。

原嶋委員 はい。

石田主査 では、33番。谷本先生いかがでしょうか。

谷本委員 これはマングローブのことを、ここでもまた聞いたので、先ほど申し上げましたように、18番のところ、石田委員を含めて関連の方々のコメントを集約した形で助言に残したいと思います。これはこれで、調査をきちんとやってくださいということで結構です。34番に行ってください。

石田主査 33番は、これは代替案への提言なのですね。代替案ですね、これはスコーピングマトリクスじゃなくて。

谷本委員 代替案のところ、書いていますけれども、マングローブへの本事業との関係もありますから、このどちらかに入れていただければと思います。

石田主査 わかりました。じゃ、場所は環境配慮になるのか、代替案になるのかは、また後で考えて入れてください。

谷本委員 はい、お願いします。

石田主査 34番、ありがとうございます。回答をいただきましたので、よくわかりました。移転数、移転規模だけじゃなくて、生計だとか、住んでいる生活習慣の保全も同等に大切だということがわかりました。ありがとうございます。

35番いかがでしょうか。

田中委員 確認ですが、回答文の中に「本来のカム川より大幅に拡張されており」というのは、これは、現時点で河川の拡張が済んでいるということですか、河川整備の。

安井氏 港湾としての拡張が査察が済んでいる。ですから、幅だけの問題じゃなくて、水深の問題ですね、2万トンクラスが常時入ってきますので、そういう意味で、河川断面が既に確保されていると。

田中委員 そういことですか。そうすると、橋梁計画を立てるときに、河川断面の中に、橋脚を何本立てるかとか、深さをどれぐらいにするかというのは、今後の検討になると思いますが、そこでの、橋の高さもかわるのかな。ということで、つまり、どういうふうに河川断面を切るかというか、障害を作るかという話になるのだろうと思うのです。そういうのは代替案検討になりませんか、という意図もあるのです。

つまり、河川の水床や流量、あるいは河川の洪水リスク、こういうものに対する影響が、例えば、真ん中に1本立てる案と、両側に立てる案とかあるのではないかと、思って聞いたのです。そういうことは大丈夫ですかということです。回答はそれでいいのかしら。これだと、占有面積が小さいので、重大な影響を与えないというふうに想定しているという回答ですが、質問の意図はそういうことです。

安井氏 日本の河川法でも、一応7%以下であれば一応オーケーということですので、我々として、ここの河川 - ほとんどもう河川というイメージじゃないのですけれども、それ以下で済ませられるというふうに考えています。

もともと大型船舶が、5,000トンを通さなければいけませんので、大きく橋梁のSPANを上げなければいけない。要するに、何本も河川の中に橋脚を入れるという計画ではありませんので、まず、入ったとしても1本。それも川岸にです。

田中委員 これは、具体的な断面図(案)があって、この案でいくと橋脚が4本ですね。これは違うのかな。55ページの案を見ているのですが、これはグエンチャイ橋ですね。

渡辺企画役 河川の中に入っているのは1本です。右側の。

田中委員 1本ですか、これ。どれなのでしょう。

渡辺企画役 青が河川です。

田中委員 なるほど、青ね。私は白黒でプリントしているので。こういうのも、本当は送ってくればいいのだけれども、まあいいです。

安井氏 1本、それも岸のほうに1本入るか入らないかというところ。

田中委員 なるほど。私のプリントでは、白いところが全部河川区域だなと思ったので、最大4本入る可能性があるというふうに考えたのですが、1本ですか、わかりました。

つまり、こういう意味で、どこに橋脚を立てるかということが代替案になるのではないかと、というような意図を持ったわけです。

安井氏 それは検討中です。どこに立てるかというのは、ここは港湾施設ですので、勝手に、河川のように、何ら船が通らない構造だと、一応もう、経済性とかで橋梁タイプが分けられるのですけれども、ここはあくまで船が下を通りますので、橋脚の立

てられる位置にかなり制限がございます。

田中委員 わかりました。ちなみに、水深はどのくらいを確保しているのですか。

安井氏 約8mだと思います。常に浚渫が必要な地域です。いわゆる河川港ですので、堆積があるので、常に浚渫しているという状況です。

田中委員 わかりました。

石田主査 ありがとうございます。

それでは、36番からは私ですが、まず36番。ルートの代替案は難しいというご回答ですね。養殖池への影響を完全に回避することは不可能ですと。わかりました。これは、どうしてもここじゃなきゃいけないのですよね、ブーイェン橋。空港のそばでつないでいくということで、この場所以外では無理だと。

環状3号線のルートも、これは二つほど示されていましたが、ブーイェン橋、カム川を渡るところは同じであるということでしたでしょうか、そうでしたよね、確かルートは。

安井氏 カム川を渡るところのブーイェン橋に関しましては、一つは、約150m上流のところに石油施設がございます。カム川の中に石油施設がありまして、それが制限となりまして、北側には絶対振れないという状況です。ですから、今のカム川を渡る地点よりも南側の範囲しか移動させる場所がないのです。その範囲で、約150～200mの範囲で移動させることは可能なのですが、その範囲で動かす限りは、いわゆる下流へ動かせば動かすほど、いわゆるマングローブ林に近づくという状況になっています。

石田主査 それはバックダン川のほうということですか。

安井氏 そうです、バックダン川のほうに動かせば動かすほどマングローブに触れてくるという状況です。北のほうは、いわゆる石油の積み卸し施設があって、それよりも隔離をとらなければ危険ですので、設置位置に関してはかなり制限されているというようにご理解ください。

石田主査 ですから、優先順位が低いであろう養殖池を通さざるを得ないということか。

安井氏 はい、そうです。

石田主査 わかりました。そうであれば、恐らくコメントすると思いますが、養殖池の人たちとどういう交渉をしていくかというところがとても大切だと思うので、コメントに残します。ありがとうございます、わかりました。

橋梁に関しては、先ほど田中委員のご質問で理解できましたので、37番は大丈夫です。

次は、同じブーイェン橋ですね。「建設時の河川内での影響は限定的」……それは、トンネル工法同士を比較した場合、限定的というのですが、でも、ほかのルート検討ができないのですよね、ルート検討ができないという結果ですね、わかりました。こ

れは、そうすると、もう少し具体的な影響を書いてくださいというようなコメントにしたいと思います。38番は結構です。

39から41まで、田中委員と私ですが、お願いいたします。

渡辺企画役 ここも、今いろいろご議論いただいたマングローブ林と、それを回避する代替案というところですよ。

石田主査 今提出されているアイデアでは、この新たに - 私たち多くの委員が恐らく感じているのは、マングローブへの打撃を避けるような、かつ住民たちへの影響が少ないルート検討ができないですかというのが、恐らく最も関心があると思うのですが、そこはどうなのでしょう。

渡辺企画役 この映らせていただいている地図、別添 - 6になりますけれども、赤で薄く囲っているところがマングローブがある場所になっています。カム川の北側には、非常に薄い帯状だと理解していますけれども、ここにマングローブがあるので、渡河を考えるのであれば、全く影響しないルートというのは、多分難しいのかなという理解であります。

あと、この辺も、こういうふうに通すのは、多分別の影響が、今度こっちに出てきますし、なかなか、マングローブ林に全く影響しないルートというのは、現実的には難しいのかなというふうに感じています。

あと、その中で、盛り土でなくて高架にできる部分でマングローブをどこまで生かすことができるかとか、そういったほうをしっかりと考えていくことが重要かなというのが我々の認識でございます。

石田主査 私は、後のほうでも書きましたけれども、現状のマングローブ林への打撃だけじゃなくて、マングローブって皆さん御存じで。僕はマングローブの専門家じゃないので、あまり詳しくわかっているわけじゃないのですけれども、河川とか汽水域に種を落として、それで流れで運ばれて生息地を広げていったりするという意味では、汽水域と非常に密接に関連しているのです。それで、その全容はまだ解明されているわけでも何でもないわけです。ですから、その調査も合わせて、マングローブの種子の流れだとか、現存量なんかも合わせないと、恐らく正確な答えは、マングローブの評価はできないと思うのです。ということだけは申し上げておきます。

40、41番ですが、難しいですね。そういうふうにルート選定がなかなかできないというようなことを言われてしまうと。ブーイエン橋は150m北側に石油施設があって、南側に行くと、今度はマングローブに引っかかってしまう。3号線のルートを変えると、ほかの家屋だとかに影響が出ると。

このマングローブを、そういう場合の一つの回答としては、このマングローブの自然への影響、谷本委員がおっしゃったような動植物への影響だけじゃなくて、ここを利用している人たちがいるかどうかです。こういうところを使っている人たちへの生計に影響するかどうかという。その確認はしていただけますか。いろんな形でマン

グローブは利用されていますから、人間にとって。

安井氏 現地に、一応、ここはずっと、かなり調べたのですけれども、いわゆる水産業者が、このブーイェン橋が通る場所というのは、これはすごくグリーンに見えるんですけれども、ほとんどがいわゆる養殖池、水深1~2mぐらいの養殖池がずっと広がっている島になっております。ですから、そういう意味では、田畑よりは、かなり、土地から上がる価値といたしますか、それは非常に低いところだと。田畑にできないから養殖池にしているというような地域です。それも、ほとんど岸のところまで、ぎりぎりまで、とにかく堤防を作って、そういうものを作っています。だから、一旦ここに上がってみると、ほとんど湖のところに来たんじゃないかと思うぐらいの感じでした。

石田主査 私は、この場所には行ったことはないですけれども、ベトナムやタイは何度もマングローブ地帯と養殖池を見ているので、大体想像はつけてもおかしくないと思うのですけれども、恐らく汽水域で、水をかぶる地域で、小さな養殖池がたくさんあるのだと思うのです。細いあぜ道のような形で区切られている。

安井氏 かなり大きな養殖池です。

石田主査 そうですよ。それで、小さなヤマハ発動機か何かの船外機で移動するようところがたくさんあると、そういうところだと思うのです。そうすると、一つ気になるのは、こういう構造物を作った場合に、稚エビの、彼らは、要するに稚エビを、こういうところとかに入ってくるやつをとってきたり、海でとってきても入れたり、こういうところに上がってきたやつを自然に導水路から導入したりしているわけです。そういう細かい調査というのは、なかなかしてくれないのじゃないかなという、やっぱり心配があるので、社会調査でそこら辺も、生計状況を調べるときに、どういうふうに稚エビを入れているのかということも、一つやっていただけるといいんじゃないかと思うのです。海からとってくるならば、多分問題ないと思うのです。もし、ここら辺からとるのであれば、そういう稚エビが集まりそうな場所に橋をかけるというのは、やはり直接的に彼らの生計に打撃を与えます。そういうことがないということも考えていただければというふうに思います。

40、41番は、私は結構です。ありがとうございました。

今で3時半ですが、もう少し行きたいと思います。スコーピングマトリクスと、環境配慮まで、できればやってしまいたいです。

スコーピング・マトリクス。42番、43番。42番から、谷本委員お願いできますでしょうか。

谷本委員 42、43、44.....そうですね、43までは、これで見直してくださいということですね。

44は、水質汚濁に関して、先ほど田中委員からの問題提起で、橋梁の橋脚をどうするか。それで私も思い出したというか、すみません、コメントは今書いていないので

すけれども、橋脚の掘削というのですか、これは、工法によっては、やっぱり水質汚濁が出てくると思うのです。ですから、そういう水質汚濁というものを避けるようにという一方で、ここは港湾があるから浚渫が常にされているという理解でいいのですか。

安井氏 はい、いいです。

谷本委員 ですから、浚渫がされれば、航路維持のために維持浚渫されるのですね。ならば、水質汚濁というのはそんなに大きな問題はないという判断でしょうか。じゃ、一応、やはり工事によってということがありますので、評価をC-に再訂してください。

それから、次に45番のところは、私もそこまで読み取っていなかったのですが、先ほどルート決定のところで、西側にするのか、東側にするのか、これによって一方のみをとということになれば、これは利害の対立というのは、やはり相当大きなものが発生する危険性があります。平等はないにしても、両方ともセットバックする、あるいは削られるというのですか、そういうあれであれば、利害の対立はそんなに大きくないでしょうけれども、一方のほうだけが土地収用であり、建物を移すというか、取り壊しというふうなことになるれば、利害の対立、それから21の被害と便益の偏在というところも大きなポイントになってきますので、私は、ここは単純にC-にしてくださいというふうなことでコメントしていますが、ここはもう少し、Bなり、場合によってはAなりに、それぐらいのあれで考えていただきたいと思います。これは45番です。

46番は、やはり貧困者へということ、きちんと対応してくださいということで、評価を変えていただければと思います。

以上です、46番まで終わりました。

石田主査 47番、二宮委員お願いいたします。

二宮委員 これは先ほどのマングローブ湿地の議論のところと、もし一緒になるのだったら、助言としては一緒にしていただいてもいいと思いますが、石田委員が先ほどおっしゃった、なかなかルート変更等、ハード面でのコントロールができにくいというようなことなので、そうであるならば、漁業者であるとか、その自然環境を使っている人の意見をしっかり聞いていただくということでしょうから、そういった助言が残るのであれば、そこに含めていただいてもいいと思います。そういうことで、47番は、何らかの形で主旨は残させていただきたいと思います。

石田主査 そうすると、70番も、私は、二宮委員がおっしゃったことが一部入っていますけれども、もし、助言を残されるのであれば、70番も一緒にさせていただきます。

二宮委員 はい。

それと、48番はそういうふうに入れていただいたほうが、私としてはわかりやすいと思いましたので、雇用とか地域経済のところで、その雇用が生まれたり、新たな生計手段が得られるということは、現象としてはわかるのですけれども、もう少し大きなところで、橋梁なり道路なりの整備する意義というか、意図みたいなものがあって、

その上で環境社会面に配慮して、どう比較考量するかという構図が見えたほうが気持ちがいいなというふうに思ったので、もし、取り入れていただけるのであれば、そういうふうにしていただければありがたいと思います。以上です。

石田主査 49番、平山委員お願いいたします。

平山委員 49番も、これは、実は箇所づけの問題に関係していることですが、将来交通量予測をしますかということの本当の意味は、箇所づけをするときに、交通量予測をした結果、そのA、B、Cとある箇所づけの中から汚染の一番少ないここを選びましたという、そういう順序でアセスというのは行われるのではないのですかという気持ちが背後にあります。ここでの質問というのは、汚染物質の総量低下が期待されると。だからここでいいのだという言い方になっているのですけれども、本当にその根拠というものはあるのですかということです。それに対しては、これから交通量予測をいたしますということになっているのですが、これだと、ここに橋をかけますとか、道路をこういうふうにしますとかという議論が逆になっているのではないかというのが、私の一番大きな疑問なのですけれども。要するに、交通量予測をやった結果、箇所づけをするということになるのではないか。CO₂や汚染物質の総量低下が見込まれるという根拠があって、その結果、ここに箇所づけをしましたというふうになっていないとおかしいのではないのですかという点はいかがでしょうか。

毛利 平山委員からの、今ご指摘のあった点というのは、まず事業の実施可否、ゼロオプションも含めて、代替案検討をなされた上で、この事業が選定されているのかという問いだと、要するに理解いたしましたけれども……

平山委員 先ほどの、橋の箇所づけのところがありますよね、工法だけでやるのかということについて、別のところに橋をかけるという議論というのはほとんどされていなくて、それは後ほど議論、助言案としてまとめるということになっていますけれども、そこに絡んでくる問題としてこれを聞いているつもりなのです。要するに、ここを選んだということは、CO₂や大気汚染物質の総量が低下するという明確な根拠があったから選んだのでしょうか。その根拠やいかんというときに、今からやりますと、こう言われるとちょっと困る。

毛利 それは、戦略的環境アセスメントに基づいて、道路ネットワークがまず検討されてきたはずだと。その上で、なぜこの地点で橋をかけるのか。

平山委員 そこに落ちていくということですね。

毛利 先ほど、それは助言に残されるというふうにおっしゃっていた点と、今、関連してしまうのかなという点ではあるのですけれども。一応、道路のネットワークとして事業効果というものを図っていかないといけませんので、先ほどお示しさせていただいた地図の中で、幾つか橋を、どうしても、将来の交通量に対応するためには、橋を増やさないと、今存在しているキエン橋とピン橋、黒線で書かれている部分ですけれども、左側に2本しかなくて、このままだと、明らかに北から南への物流に対応で

きなくなると。物流に対応できなくなれば、当然ながら、交通の集中、汚染物質の集中、それから渋滞の発生による汚染物質の増加といいますか、そういったことが起きてくると。したがって、新しい橋をどこかにかけないといけない。どこにかけるのがいいのかと、選定するということになってくると思うのですけれども、その中で、現在ハイフォン市として、彼らが持っているマスタープランの中でグエンチャイ橋とブーエン橋の2地点に橋をかけるという話に至っていますと。ですので、これが答えになっているのか、私……

平山委員 そのときに、その大気汚染やCO₂の総量がどのようになるのかという調査が行われていないとおかしいのではないかと。

毛利 それは、どこの地点で橋をかければ最も排出量が少ないかという観点からでしょうか。

平山委員 普通、環境アセスメントというのはそういうふうに行われるのではないですか。それを、ここに書いてあるのは、これからやりますということです。橋を決めた後で、これからやりますと書いてあるのは、どういうことなのかなということですけれども。

石田主査 これまでは、アセスメントをやっていないのじゃないですか。要するに、選択基準として取り上げていなくて。だから、交通需要に応える、それから、例えば空港だとか、工業団地との連携を重視したクライテリアで選ぶと、こういうことになった、そういうことですよ。それで場所を決めた。その上で、じゃ、場所を決めたのはいいのだけれども、CO₂や汚染物質はどうなるだろうという影響をこれから図りましょうという、そういう設計をしているのじゃないですか、恐らくこの調査は。

平山委員 そうなのですか。

石田主査 いかがでしょうか、平山先生。

平山委員 いや、私はわからないからそうなのですかと聞いているだけです。

毛利 戦略的環境アセスメントの段階で、全ての、例えば、この橋梁からどれくらいの交通量が流れて、排出量がどれくらいで、だから、どの案が最もいいのだというのをどこまで定量的な数値で落とし込んでいくかというのは、やはり、案件の熟度によって、レベル感もあると思いますので、おっしゃるように戦略的環境アセスメントで、なるべく上流段階で、かつ可能な限り定量的になされているのが理想だと私も認識しておりますけれども、この事業の中では、現在、今の時点で橋をかけることで、どれくらい影響を減らすことができるのかというのを検討させていただくという流れになるのかなと。

渡辺企画役 先ほど申し上げましたけれども、ハイフォン市が、この川を将来渡していかなきゃいけないというのが、もちろん一番最初に。

平山委員 そうですね、材料というのはありましたね。

渡辺企画役 その中で、彼らが作ったマスタープランで6ヵ所ぐらい、代替地点も含

めて検討してきたという背景があって、この川を渡すという目的は、もちろん新しい都市が北側にできて、南側にも旧市街が残って、このままでは両方でつながる物流が十分じゃないというのと、特に、南側では、もう渋滞が激しいですので、これを何とかしっかり北へ流していかなくちゃいけないというのがハイフォン市の大もとにあるんだと思います。

彼らがこの2橋が優先だと言っているのは、ここをまず通さないと、そのボトルネックがなかなか解消しない、南側の渋滞もなかなか緩和しないし、北にも流れないということで、彼らがまずここを選定したというのが大もとの背景にあると。

平山委員 だから、そのときに、既に交通量の将来予測というのがなされているべきではないのですかと。

渡辺企画役 交通需要予測というのは、交通マスタープランの段階でもなされていますし、今回の調査でもしっかり見直すという重要項目だというふうに理解していません。

平山委員 そうすると、ここに書いてあるのは、見直すということですか。「排出抑制効果の推計を行う予定です」と書いてあるのですけれども、これは、まだされていないということじゃないのですか。

渡辺企画役 それは、私の理解ですけれども、レポート、調査の中で交通予測をやって、それで初めて、その交通量に従って、どういう排出ガスが出るとか、量が出るというのがわかってくるということですので、交通需要予測をしっかりとやっていく中で数値がしっかり出てくるという趣旨での記載だと理解しています。

平山委員 それを、理想的には6ヵ所で全部測定をして、推計をして、その中で一番少ないのはどこかと。それでここを選ぶと、こういう論理になるのではないのですか。普通のEIAというのは。

石田主査 そのEIAは、しなかったのですね。ハイフォン市はしていない。

毛利 それは個別事業に対するEIAですから。

渡辺課長 代替案として6ルートの中でどれかを建設するという話ではなくて、6ルートの建設は既に前提となっていて、今回要請のあった2ルートについて、何ができるのだというところで環境影響をそこに反映させるということです。6ルート全部について調査を実施するのと言われると、それは、これ自体が相互に代替するオプションではないというのが、今のベトナムの考え方だと思います。

平山委員 それだと、最初の、3人というかなんかの人数の人が指摘されている、その工法だけではなくて、箇所づけ、どういうふうにして決めたのという、代替案の検討はどうなっているのということについては、全く答えになってないわけですよ。私が言っているのは、本来はそういうふうな環境影響を推計した上で箇所選びをするということのはずなのに、なぜこの場合だけは、交通量予測とか、排出抑制効果の推計というのをこれから行うと書いてあるのですかということ。そうすると、この

箇所づけをした根拠というのが全然ないと言っているのと同じじゃないですかということ。

渡辺企画役 ほかの回答のところでも幾つか書かせていただいていると思うのですが、マスタープランで渡河地点を含めてある程度決められていたという背景はあるので、そこはしっかり背景をもう少し調査しますということは回答にも書かせていただいています。

他方で、誤解があるかもしれませんが、6ヵ所あるというのは、例えばですけども、この外側のほうにある市から遠いところ、これは彼らももちろん将来必要なのでしょうけれども、あくまで将来必要となるものであって、今必要なのは、ハイフォン市としては、この中央に近いところと、物流が大きくなる場所、このあたりに橋が必要ということなので、こちらにあるような橋と、今、どちらが必要かという検討が、多分、ハイフォン市はそういう観点ではしていないという理解だと思います。

平山委員 要するに、環境影響調査はしないで箇所決めをしたという説明になってしまいますけれども、それはあまりいい説明ではないと思います。

毛利 例えば、交通発生源と交通発生源をどうやってつなぐかというのが、やはり道路のルート選定の肝になってくるという認識なのですけれども、例えば、今、渡辺が申しあげましたとおり、今、Nの部分とVの部分を検討しております。物流の終点になるのは、右下にあるラックフェン港だとか、そういったところが一応想定されていて、物流の起点は、北側の工業団地です。これが、例えば、仮にほかのルートを選定していた場合、例えば、今、VCと書いてある左のルートですけども、ここになった場合は、物流というか、車両のトリップの距離が結果的に伸びてしまうので、当然ながら、ほかの、より東側にある案に比べて、排出量というのがどうしても上昇する。それは、物流をどう流すか、総需要は変わらない中でどう流すかという話なので、相対的にしかお伝えできなくて非常に恐縮なのですけれども、そういった観点から、あるいは、物流が一番、需要発生源、物流発生源の間を、どことどこをつないだら一番スムーズに流れるのか。一番スムーズに流れるのかという検討の結果、選ばれたものというのは、間接的ではありますが、環境影響というのも少なくなるのではないかとはいえるのではないかと思います。

石田主査 非常に大切な、そもそも論がかなり入ってきているように思うので、整理させていただくと、ハイフォン市は6つの橋をかけたいと、もう決めてしまったわけですね。（計画を）作ってしまっているわけです。それに対して、JICAは協力するに当たって、近々にやってくださいというところを調査していると。かつ、環境社会配慮ガイドライン等にのっとり、需要予測から汚染物質やCO₂のことについても、詳しく背景を調査しましょうということをしているということで、それは事実として捉えていただいて、恐らく、助言委員会としてできることは、そういうことをした場合に、環境の大切な項目が抜けていたのではないかと、教訓的なコメントを未来

に残すということは可能ですし、または、平山先生のほうで、もう一つ、箇所づけについては、この部分を含めてもう一度検討すべきという助言を出すことも可能だとは思いますが。

平山委員 ほかの方が指摘されている箇所づけの、工法だけじゃいかなものかという、あの議論につながってくるころなので、そのときに議論していただきたいと思えます。

石田主査 ご検討ください。よろしく申し上げます、ありがとうございます。

50番から、田中委員、三つ申し上げます。

田中委員 了解しました。よくわかりましたが、ここは、洪水の恐れというのは、もともと低い地域ですか、洪水リスク、発生リスクですが。

安井氏 洪水より高潮の影響が。それはあるという話を聞いております。特に、ブーイェン島は、かなり低いものですから、あそこまでずっと水が上がってきたことがあるという。

田中委員 両側の堤防の整備状況なんかと比較することになるのですか。

安井氏 堤防はほとんど、こちらの新市街地はあるのですけれども、いわゆる堤防と言えるものは、ほとんど原始的な状況であるみたいです。

渡辺企画役 堤防があるのは、こちら、南側です、旧市街。

安井氏 VSIPIは、将来、工業地帯になりますので、将来、タイのああいう水害にならないように、堤防は作りたいということは話しております。どのような堤防計画があるかというのは把握しておりませんが。

田中委員 これは、長期的にみて、後でどなたかも出るかもしれませんが、気候変動による、猛烈な豪雨といいますか、大雨が降るリスクがこれから高まってくる。それから、今お話のように、猛烈な台風といいますか、そうしたとき高潮だとか、上流部で大雨が降り、高い波が押し寄せてくる。本当に、上と下から挟み撃ちになって、こういうところが氾濫するという要因になる。そういうことに対してどう備えるか。今回の事業計画は、道路整備であったり、橋梁建設であったりしますが、そういう対策を本当は強化する、対策に資する、そういう視点があるといいなと思うのです。

ですから、この地域は、見たとおり川に囲まれ、海に囲まれている地域で、非常に水が豊富な地域だと思うのだけれども、できたらそういう視点を入れたらいいなと思えます。

いずれにしても、直接的には洪水発生リスクだとか、水象、あるいは底質、水質とか、水に関する項目は丁寧に評価したほうがいいですよ、というのが私のこの指摘です。回答は回答で理解しましたが、もう少し、裏側にある、そういうリスクを低減するような事業計画になるといいなと思えます。

石田主査 ありがとうございます。

続けて、53番、54番、原嶋委員申し上げます。

原嶋委員 53は、今、田中委員のご指摘の点で結構です。

54も、これで結構です。

石田主査 私の55、56ですが、ご説明ありがとうございました。どちらか、多分コメントとして残すと思います。ありがとうございます。

今、3時50分近くになったのですけれども、すみませんが、後のことを考えると、環境配慮までやらせてください。それでお休みにしたいと思います。

では、57番、平山委員お願いいたします。

平山委員 ラムサール湿地はないということで、これで結構です。

石田主査 58番、59番をお願いいたします。

原嶋委員 58に関連して1点確認したいのですけれども、あと、後ほどの78にも関係するのですけれども、養殖池の影響が大きいのですけれども、養殖池、明らかに動線にかかってしまった養殖池の扱いと、養殖池を移転させるのか、させないのかわかりませんが、させた場合の補償の問題も当然ありますけれども、その移転先の問題と、これは、先ほどマングローブの影響は、石田先生が再三ご指摘のとおりで問題なのでしょうけれども、もう一度確認したいのですけれども、権利関係のこともよくわからないのですけれども、養殖池の移転の可能性はあるのですか、ないのですか。それが1点と、養殖池が、養殖池としてどこかに移転先を見つける可能性があるのかというのと、あとルール上、移転した養殖池の移転先での環境影響というのは、ガイドライン上どういうふうに扱っているのか、この三つについて伺いたいのですけれども。

渡辺企画役 養殖池の移転は出てくる可能性があるという。

山下氏 そうですね。あまり広域に見ていないのですけれども、何軒か現地でインタビューをした感じですと、工業団地の開発なんかはまだなかった時期に、いわゆる、本当に、あまり利用価値のない土地に、政府の勧奨とか、あるいは生計がなくてそこに入られて、やはりかなりの努力を、年月をかけて、個人で立派なそういう養殖池を作っている方が、あそこに分布しているようなのです。

道路が来た場合には、当然、生計として続けていきたいという意思があるのであれば、何らかそれをサポートするのも、やはりRAPなりどこかで見なきゃいけないと思うのですけれども、ただ、土地がその当時と違って開発が進んでいますので、地価とかそのものも含めて、なかなか養殖池がそのままどこかに移転というのが想像がつきにくいのですが、そこも、やはり社会調査の中で、一つずつ調べざるを得ないかなというには思っています。

原嶋委員 一応、RAPの中で確認するということですね。

山下氏 RAPの中で、はい、対応いたします。

原嶋委員 もし、万が一、養殖池を……

渡辺課長 移転先の整備について、それを環境社会配慮するかということですよ。生計回復のモニタリングというのは当然やらなきゃいけないので、養殖池が仮に別の

ところで、養殖の方が別に作った場合 - 別に用意した場合ですよね、政府として用意して、そこにやってもらう場合の生計がどうなったかというのは、社会影響として見ることは確実なのですけども、その政府なりが用意した移転地というのを、この事業と不可分一体のものとして見るのかというのは、若干、最近の事例を調べてみないといけないですけども、後で、追って確認させていただきます。

原嶋委員 ここは、これで結構です。

石田主査 ありがとうございます。

59番はいかがでしょう。

原嶋委員 結構です。

谷本委員 ちょっと待ってください。原嶋さんのこの質問で回答をいただいて、3mですよね。私、実は65で、次のページですけども、土砂とか骨材がちょっと気になるものですから質問しています。65の回答はこれで結構で、よく調べてくださいということなのですが、59の原嶋委員のところの回答で、3mですよね。3mの盛り土をずっとやるのですかということです。すごい土砂量ですよね。

安井氏 今まで、この範囲ですと、3mの盛り土というのは、そんなに大きな盛り土量にはならないと思います。例えば、メコンデルタでやっているのは8mとか、そういうオーダーでやっておりますので。3mというのは、いわゆる土木工学的な盛り土量としては、それほど大きな盛り土量ではないと思います。

谷本委員 ですけども、これはどこから土を持ってきますか。

安井氏 そこが問題です。

谷本委員 これは何キロありましたっけ、この第3環状道路の一部というのは。

安井氏 今、ちょうど現地に調査員が入って、いわゆる、土砂採石地の調査をどこから持ってくるのか。それが工事に大きく影響しますので、それを今調査しています。

谷本委員 でも、3mでしょう。ということは、がさっとあれして、8掛け、6掛け、5mぐらい盛って転圧ですよね。幅40mでしょう。それで十何キロですか、すごい土砂量ですよ。

渡辺企画役 ハノイ、ハイフォン高速道路も一部は盛り土ですよね。あれは、もちろん、ハノイからハイフォンは100kmあって、一部高架で、一部盛り土ではあったのですけども、ハイフォン側は、割と盛り土でやっていませんか。

安井氏 もうほとんどですね。

渡辺企画役 そうですよね。ですので、一応事例はある。それをどこから持ってこられるか。

谷本委員 事例はあるのですけども、本当に、このルート3のところでもそこまで上げる必要が。ですから、これは、むしろ横断をするカルバートを入れるとか、横断のための。そういうふうなあれで、一部を3mぐらいに上げるのでしようかと思ったのですけれども、全部そうなんですか。ということは、土砂は大変ですね、これ。

安井氏 それほど大変だとは考えていません。

谷本委員 本当にどこまで、どこで確保して。まさか浚渫土砂じゃないでしょう。

安井氏 ネアックルンの場合は、浚渫、砂ですね。今度、その質もチェックしなければいけないので今後の調査で入れるつもりであります。

谷本委員 そういうことですか。そこまで想像はつかずに、気楽に65番を質問したのですけれども、そういうことですか。わかりました。すみません、原嶋さん。インターベンションしまして。主査、どうぞお返しします。

原嶋委員 いずれにしろ、確認ですけれども、土砂の確保に伴う問題というのは、場合によってはコメントに入れる必要があるかということですね。

石田主査 ぜひ検討してください、お願いします。

それでは、60番、二宮委員お願いします。

二宮委員 すみません、その前に、私ももう一つ、今のに関連して。土砂を捨てる場所よりは、土取り場というのですか、土砂を取ってくる場所の環境影響までがスコープに入るかどうかというのは、今、先ほど渡辺さんが過去の事例を確認ということだったと思いますけれども、一応、それは確認を待たず、とりあえず助言として入れてもいいのですか。

石田主査 影響が出るということであれば、やっぱりコメントとして残したほうがいいと思います。

原嶋委員 結局三つあって、土砂を取ってくるところの問題と、土砂を運ぶ途中の問題とが、項目としてはおのずと出てきますよね。

二宮委員 結構、この議論は過去にも……

石田主査 過去にもありました。インドネシアでもあったし、ベトナムに限らずある。材料入手先の影響評価というのは出ています。

二宮委員 60番は、結構です。これもマングローブと水質の議論なので、その中に合わせていただければ、これ自体は結構です。

石田主査 61番も、資料でわかりました、ありがとうございます。

平山委員 62番ですけれども、やはりマングローブ絡みの話なのですが、回答のところの一つ教えていただきたいのは、上から3行目の、「ルート選定や構造、工法等による影響の回避・低減の検討と、代償方針について検討して参ります。」とあるのですが、このルート選定というものの中には、橋梁の位置などというのは考えておられるものなのかどうかということなのですからけれども、先ほどのマングローブに関するご説明の中では、かなり否定的な答えになるのだらうとは思いますが、このルート選定というのは、何のルート選定なのかというのを教えていただきたいのですが。

山下氏 先ほどの平山先生の議論を聞いていてわかったのですけれども、位置づけとか、ルート選定が、結構マクロな視点での選定と、ある程度、橋として、例えば6カ所もう譲れなくて、あまりずらすと別な橋になっちゃうという議論もありましたが、

その中で、ミクロの中での選定というのと、何段階かあるというふうに私は理解したのです。ここで書いている「ルート選定」というのは、例えば、橋であれば、ほぼ位置は確定してしまっている。ただ、アプローチを50m左に振ることによって、既存のマングローブのように、既に筋状に水路が入っていて、1本でも、そのマングローブを少なくとも減らせると、そういうミクロなレベルでの選定というニュアンスで、ここには書いています。

平山委員 そうというようなニュアンスですか、わかりました。

石田主査 よろしいでしょうか。

では、63、64ですが、63番は、12ページの地図には、淡水養殖と塩水養殖の両方のマークがあるように見えたのです。私のパソコンで拡大しても、字がにじむだけでよくわからなかったのですが、これは、ここでやられている養殖は、全て、いわゆる塩水が入った養殖だというふうに理解していいですか。質問はそれだけです。

何でこんなところで淡水養殖をやるのかなと思って、よくわからなくなったのです。ちょうど青色の、このあたりですよ、やっているのは。

渡辺企画役 この辺に、これが。要は、こっちしかないですよということですよ。

石田主査 こっちだけなのですねということの確認です、その質問は。

渡辺企画役 それはわかりますか。

山下氏 まだ社会調査ができていないので……

石田主査 じゃ、確認してください。お願いします。大丈夫です、ありがとうございました。

64番で結構です。

では、65番、谷本委員お願いします。

谷本委員 ハノイ - ハイフオンの高速道路の土砂は、最前含めてどういうふうに調査をされたのですか。それは調べられていますか。

安井氏 これからです。

谷本委員 まさか、コントラクターがということはないでしょうね。ベトナムの場合、あり得ますか。コントラクターが自分で土取り場を確保して、そこから運搬してというようなことが。

安井氏 通常、入札の基準では規定していません

谷本委員 条件として。

安井氏 スペックをどのように書くかで決まってくるのですが、基本的には、大体その指定架設というものがなかなかできないのが現状です。インターナショナルな入札では、ここで取りなさいというような指定は、できないと私は考えております。

谷本委員 サーティファイド、許可を得た、やはり業者さんから購入するのでしょうか。

安井氏 それは、当然、施工管理する人間が、それが盛り土に適した土質であるかどうか、これはもう完全にやります。結局、圧密だとか、CBR試験とか、そういうのをやりますので、それに不適合なものに関しては排除せざるを得ませんので、その段階で、いわゆる盛り土の材料に関する適合、不適合はチェックするという状況になると思います。

谷本委員 問題は、量の問題がありますね。わかりました。

じゃ、次に進んでください。

石田主査 66番、67番、平山委員、続けてお願いします。

平山委員 66は、測定方法のことなのですが、ここに「法規がかなり整備されています」ということで、これは、具体的に測定方法まできちんと指定してあると考えるとよろしいのでしょうか。測定方法の名前だけでなく、その具体的な内容がどのようにになっているかということまで法定されているのでしょうかという質問です。

南海氏 かなり詳細に、どんな機械を使うか、その機械の調整とか、かなり細かい規定がされています。

平山委員 あると考えるとよろしいですか。

南海氏 はい。

平山委員 それから、コンサルのほうで、このデータの信頼性を確保するためにどのような措置をとっておられるのか。今まで、私がJICAのこの手の調査についてお伺いしたときには、たいていの場合、一定のお金を現地で払って現地委託という、100%丸投げという感じでやっておられる例が非常に多いのですが、そのときのデータの信頼性というのは大丈夫なのかというのが、非常に大きな懸念なのです。

なぜかといいますと、今回の資料の、表7-1、82ページですけれども、「予測及び評価方法の基本方針」というところの「調査方法」というのを見ますと、上からほぼ下まで、ずっと「既存資料調査」というのがあります。これは当然のことながらやるわけですが、過去にとられた調査というのが非常に大きな比重を占めていると思います。それは、調査費用をできるだけ少なくするためには必要なことなのですが、そのときに、過去に作られたその測定資料というのも、信頼性は本当に大丈夫なのか、それを検討するための体制というのが、具体的にこの調査団においてきちんと取られているのかということを知りたいということなのです。

結論としては、信頼性については問題がないということですが、それは、ここの書き方は、100%信頼できる現地の機関に丸投げしますと、こういう言い方だと思うのですが、それで本当に大丈夫なんでしょうかということなのです。ここにずっと「既存資料調査」というものを、これまでの調査を全部持ってくるわけですね。

石田主査 平山先生がご指摘されたのを、また私が受けるのも何ですが、この点は、私も何度も懸念したことがあるのですが、現実を考えると、現実にはあまり選択肢がないというのが、恐らくODAのような気がするのです。その中でベストなと

ころを選んでいると。そういうときに一番大切な基準として、やはり考えやすいのは、いろいろ信頼できるADBなり、FAOでもなんでもいいのですけれども、ここできちんと調査をしてきたと、実績があるというのが見ざるを得ないと思うのです。それ以上のことは、なかなかわからないので、単なる個人的印象ですけれども、現地委託作業信頼性を本当の意味で探るといのは、かなり難しいことじゃないかなというふうと思うのです。そう個人的には思っています。

平山委員　なので、私が言いたいのは、日本の調査団の中にも、そういう関係の専門家を何人か入れておく必要が、本当はあるのではないですかということです。

石田主査　それをコメントで書かれるのはいかがですか。メンバーの中に有識者、また現地、ベトナムでしたら海洋省だとか幾つかいらっしゃるので、そういうところの人たちも協議の中に入れるとか、調査の中に参画を促すだとか、意見を聞きに行くだとかいうことがあって、信頼性が担保されてこないでしょうか。

平山委員　そこは表現が非常に難しくなるし、真正面からコンサルの団員の構成を今さら変えるとか、こう言うとお困りになるのかなというのもあって、何と言えいいのかわからないのですけれども。

渡辺企画役　一応、本事業では、信頼できる先にしっかり委託するということを確認するということだと思いますし。

平山委員　それは現地丸投げということですね。

渡辺企画役　丸投げというか、任せなきゃいけない部分は、やっぱり任せなきゃいけないということなので。あまり、丸投げという表現で、ネガティブな表現だと、ちょっとあれですけれども。

平山委員　それで大丈夫なのですかということですね。

渡辺企画役　ご指摘いただいたとおり、例えばADBとか、世銀とかがどういうところを使っているかということも参考になると思いますし、ただ、それをやっていく過程で信頼性ができないような数字が出てくるとか、そこが怪しいということになれば、また体制強化を考えなきゃいけないと思いますけれども、まずは、しっかり信頼できる場所を選ぶというのが一番重要なことだと思います。

平山委員　むしろ怪しいというのが後でわかったということになると、調査が全部ひっくり返りますよね。だから事前に手を打っておく必要があると考えるので、どのような対応をされているのかなということです。例えば、日本にも、その測定関係の、もしくはその生物の調査関係の専門家を何人か入れていますというのであれば、それで現地できちんと見ますというのがあれば、非常に安心ができるのですけれども、それから、その既存資料調査というときにも、これは本当に信頼できる調査なのかどうかというのをきちんと見分けられるぐらいの人が調査団におられるのであれば安心はするのですけれども、そこはどういうふうになっているのでしょうかというのが質問です。コメントに書くかどうかというのも。

石田主査 コメントに書かれてもいいのじゃないでしょうか。そこを、信頼性とクオリティーについて確認をしていただいて、「確認をすること。」というコメントをしていただけるといいのじゃないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

もし、それ以上、調査、ベトナムに限らず、ほかの関係者が入る案件全てにかかわるクオリティーということであれば、それは恐らく全体会でテーマとして挙げられるべき問題のような気がしますので。ぜひ、コメントに残す価値はあるのだと私は思います。

渡辺企画役 一応JICAの立場で言わせていただくと、あくまで委託先は調査団がやって、そのエクスパティーズを補強する意味で再委託をやられるので、丸投げということは、我々側からしてはなくて、あくまで調査団から上がってくる調査結果ですので、そこを信頼してやるというのが我々の立場です。ですから、責任を持って見ていただくのはもちろん、最終的には調査団。調査結果を出すのは調査団ですね。それを受けてJICAの調査にすると。

石田主査 JICAは、でも監督はされますよね。

渡辺企画役 もちろんそうです。

平山委員 だから、JICAが監督者の立場から見て、こういう私が指摘したようなことについて問題が起こらないような体制を調査団がとっておられると考えるのかどうかということですよ。

石田主査 恐らく、コメントで残されるのが一番いいのじゃないかというふうに思うのですが。ワーディングが少し曖昧になったとしても、そこを一つ残していただくと、平山先生の懸念はきっと伝わると思います。なかなか難しい問題ではあると思います。順番に委託していく問題でもあるので。それと現地のクオリティーの高いのがいつもそろっているわけじゃないのです。これはアジアだけじゃなくて、アフリカとかを見ると、もっとすごいときもありますから。非常に、みんな考えている問題でもあると思います。

次にいってよろしいでしょうか。67番はいかがですか。

平山委員 また私ですが、ここでお聞きしたいのは、鉛の規制の状況というのをお聞きしているのですけれども、ここは環境基準のことを書いておられるだけなのですが、途上国でもかなり早い時期に、鉛の規制ということで、原料の、ガソリンの直接の規制とか、鉛を添加するのを規制するとかというのを随分やっておられると思うのですけれども、それはどうなっているのでしょうかということです。それがきちんと済んでいるということであれば、大気の測定項目から鉛を外すということは、「うんうん」ということになるのですけれども、それがまだ行われていないことはないと思うのですけれども、行われていないという状況であれば、「測定項目に鉛を入れること。」というのを、それこそコメント入れざるを得ないと思いますが。

南海氏 まだそこまで勉強していないのですけれども、車の排気ガスについては去

年から、特にバイクの排気ガスの規制、あまりひどい汚染物を出すのはいけないとか、そういう規制が行われ始めたのです。あと、車とか、トラックとかバイクは、そういう規制がこれから行われるのだと思うのですけれども。

平山委員 ガソリンの規制はどうなのでしょう。鉛を添加すると、確かオクタン価が高くなるとか、そうやって運転するときにはしやすくなるというのがあって、確かガソリンに添加するということはかなり多かったように思うのですけれども、それはベトナムではまだ規制されていないのでしょうか。

南海氏 それは、まだ規制されていないようになるかと思えますけれども。

平山委員 じゃ、有鉛ガソリンを使っている可能性があるということですか。

山下氏 曖昧な知識で申しわけないのですけれども、私はベトナムの大学院に、環境で留学してまして、その際に、鉛の規制がガソリンに入ったというふうに私は聞いていて、ただ、残存のものがまだ沿道にあるので、引き続きその当時、もう10年以上前なのですけれども、そのころは、まだ測定したほうがいいよねという話は聞いたことがあって。今、環境省のホームページを見ると、何となく規制されているようなニュアンスで書いては。ガソリンに関してですけれども。ガソリン中の有鉛ガソリンは、もう既に、基本的には売っていないという認識だと思えます。

平山委員 わかりました。もしそうであれば結構ですけれども、そうでないのであれば、やはり鉛は一つ測定項目に入れる必要があるのではないかと思います。結構です。

石田主査 68番ですけれども、68番、ありがとうございました。オフセットまで触れていただいたということで、こういう文言を使いながらコメントを残したいと思えます。

では、一旦ここで、すみません、主査が不手際でこんなに長くなってしまいました。ここで一旦お休みします。5分では短く、10分では長いので、4時20分から再開します。

午後4時12分休憩

午後4時20分再開

石田主査 どうしましょう、渡辺さんがまだのようですが、始めてよろしいですか。じゃ、始めます。69、70、結構です。ありがとうございました。

71番から、原嶋委員お願いいたします。

二宮委員が先にお帰りになられるので、コメントについて。

二宮委員 すみません、あと残りが、私は84と85があるのですけれども、平山委員のご質問とも一部、同じ回答になっていますが、これは、平山委員からも何か助言が残されるかも知れませんが、私の方でも文言を、まだ確定はしていないのですけれども、考えてみて、この部分で一つコメントを残したいと思っています。それで、後でもし平山委員のコメントとかぶるようであれば調整していただくような感じに、すみ

ませんけれども、させてください。

石田主査 それは、例えばメールで連絡いただけるということですか。

二宮委員 はい。

石田主査 わかりました。

二宮委員 あと、47と……

石田主査 どこを残されるか教えてください。

二宮委員 47と60。

石田主査 47まではよろしいのですか。

二宮委員 ええ、それまでは結構です。47と60の二つだけ。多分、これはどちらも、今までのマングローブとか、水質の議論とか、あと漁業者とかNGOの意見聴取とかいうところで、何らかの形でどなたかのコメントにまざっていく話だと思いますが、とりあえずこのまま残しておいていただいて、後で、そこでの確定のものを見て、もう一度判断させてください。

石田主査 わかりました。47と60は、そのまま残します。

二宮委員 それ以外は、もう必要ないので。

石田主査 84、85については、後ほどメールでいただける。

二宮委員 はい。

石田主査 了解です、ありがとうございます。

二宮委員 すみません、申しわけないです、先に失礼いたします。

石田主査 それでは、71番、72番、原嶋委員お願いいたします。

原嶋委員 結構です、これで。

石田主査 73番、これはコメントに残しますから大丈夫です。

それから、74番、75番、ありがとうございました。

76番も、恐らくコメントにしますので大丈夫です。

77番、78番、原嶋委員いかがでしょうか。

原嶋委員 77は結構です。

78は、先ほど78で一緒させていただきましたので結構です。

石田主査 79番、ステークホルダー協議に入ります。

79番。

原嶋委員 これは同じですから、多分コメントに残すという形で結構です。

石田主査 わかりました。

私も、80番はこれで結構です。

81番、コメントに残します。

82番、谷本委員いかがでしょうか。

谷本委員 これは、これで結構です。こういうのをちゃんと書いていただければいいです。

石田主査 では、その他に入ります。

83番、わかりました、了解です。

84番、85番は、今、二宮委員が宿題としてやっていただきます。

86番、平山委員いかがでしょうか。

平山委員 すみません、ここで時間をとりたくないのですが、教えていただきたいのですけれども、データがあるかないか、それから、どういうデータがあるかですけれども、回答のところを見ますと、「基準値以下であったことがヒアリング結果として記載されております。」ということなのですけれども、これは具体的な数値データがあるということでしょうか。

それから、もう一つ、「一方、供用時の大気・水質モニタリング結果についての記載がありません」と書いてあるのですけれども、これは、キエン橋についてもそういうことなののでしょうか。91ページ。キエン橋にはデータがあつてどうのこうのとあるのですけれども、ピン橋については、その相当する規定がないというところを問題にしているのですけれども。

渡辺企画役 キエン橋は基準値以下であったということが書いてあつて、具体的な数値はなかったと理解しています。

平山委員 ないのですか、具体的な数値は。

渡辺課長 事後評価報告書において記載がないということですよ。

平山委員 要するに、何ppmとかというのは、ないということでしょうか。

渡辺企画役 実際の数値が書いてあるかですよ。なかったと理解して、今、確認していますけれども。

平山委員 これはどちらのかわかりません、「供用時の」とあるのですけれども、それはないと書いてあるのです。私は供用時のほうが気になるのですけれども。

要するに、類似事例を見ますよとありますが、類似事例では、悪化したのはありませんということですが、データの的にも、それは確認できますよということが欲しいのですけれども、それは本当に言えるのでしょうかということなのです。

渡辺企画役 これはお時間をとらせてしまうので。事後評価報告書をもう一回確認してお伝えするようにします。

石田主査 ありがとうございます。

87番も結構です。できれば、マングローブだとかエビ養殖、魚養殖の影響が大きいので、本当は途中でプロGRESSを教えてほしかったのですが、制度上難しいので、いいです。

では、皆さんどうもご協力ありがとうございました。

では、助言案作成にいきたいと思えます。

順番にいきましょう。最初に戻ります。二宮委員、1番は不要であるということ。二宮委員の部分については全部不要であるということですので、1番は大丈夫です。

2番、3番はいかがでしょうか。

平山委員 私は不要で結構です。

石田主査 田中委員も、これは要らないという。

4番、私も不要です。

5番も結構です。

6番も大丈夫で、7番、8番、原嶋委員いかがでしょうか。

原嶋委員 7は、ほぼこのまま残してください。

8は結構だと思いますけれども、平山委員がどうお考えになるかわかりませんけれども。

平山委員 私も結構です。

原嶋委員 10も結構です。7は、ほぼこのぐらいの文章で。場合によっては三つのコンポーネントを具体的に書くか、書かないかぐらいですけれども、とりあえず文章として。

石田主査 じゃ、このままの文章で残すということでしょうか。

原嶋委員 はい。

石田主査 「検討すること。」ですね。

原嶋委員 初見の人が、「三つのコンポーネント」といってわかるかどうか気になるので、その辺は、また修文をお願いします。

石田主査 わかりました。

原嶋委員 11も結構です。12も結構です。

石田主査 平山委員の9番も、これはよろしかったですか。

平山委員 はい。

石田主査 では、13番。

谷本委員 大丈夫、オーケーです。消してください。

石田主査 14番、私も要りません。

原嶋委員 15も結構です。

石田主査 16、17も不要です。

18番、谷本委員いかがでしょうか。

谷本委員 これをどうしますかね、マングローブのところ。いろんな方がいろんな形で言っているのです。

石田主査 そうですね。マングローブは幾つか出るとは思いますけれども。

谷本委員 ですから、ここのところは、これで理解したということで、後段の自然環境のところ、そここのところマングローブについてコメントを具体的に入れたらいかがでしょうか。57以降です。

石田主査 代替案のところでも、マングローブは幾つか出てきます。

谷本委員 それがあります。それは、代替案はルートに関して検討してください、

考慮すべきはマングローブと住民移転ですという形ですね、そういう形で代替案のところはまとめていただければいいと思いますので、18番は後ろのほうに回すという形で、ここはこれで結構です。

石田主査 そのときにまたご指摘ください。

谷本委員 検討しましょう。

石田主査 19番も結構です、要りません。

20番いかがでしょうか。

谷本委員 これは、記述の問題ですから結構です。

石田主査 21番は残してください。うまく修文できないのですけれども、とりあえずこうしておいてもらえますか。「当該事業が現在開発中のさまざまな工業計画の影響を考慮した内容であることを記述すること。」また、メール審議で考えます。とりあえずこれで残してください。

22番は要らないということで、23番はいかがでしょうか。

平山委員 23、24、要りません。

石田主査 22から24まで要らない。

25番も要りません。

26番も不要ということで、27番は少し曖昧なので、ここはいいです。27番は要りません。

28番も要らない。

29、30、31はいかがでしょうか。

平山委員 私は30を残していただければと。

原嶋委員 30を残せばよろしいのじゃないですか。

石田主査 グエンチャイ……文章はこのままですか。

谷本委員 それで、原嶋委員、平山委員なんかの代替案のところを合体という形で。

原嶋委員 あと、ついでに、先ほど平山委員がCO₂のことをおっしゃっていたので、代替案の検討において、「供用時のCO₂や汚染物質の排出量についても考慮すること」と書くか、書かないかぐらいですね。

石田主査 それは49番ですね。

谷本委員 それは、スコーピングのほうで指摘したほうがいいのか。

原嶋委員 二つあって、事業が決まった後の、そういう予測の問題と、平山委員が先ほどおっしゃったのは、オルタナティブの検討においてそれを考慮するかという二つの面があって、後者については考慮していただければと思うのですが、前者については、どう扱うかというのは、多分平山委員が検討されているので。もし書くのであれば、ここに書くかです。

谷本委員 主査、それを入れるならマングローブの点と、ですから考慮すべきことを、平山委員のCO₂の話とかを入れる。もう一つは、自然環境としてマングローブの

ことは取り上げる。それから住民移転、土地収用とか、社会環境も……

石田主査 生計、はい。

谷本委員 だから、三つを入れて、ルート選定、代替案を検討することという形にする。

原嶋委員 そういう意味では、環境社会配慮という要素を考慮した代替案の検討について説明してくださいということを書くか。

渡辺課長 そのときの代替案の、まさにレベル感の話かと思うのですが、道路については、一応ルートの、こういう代替案として検討がなされるということになる。橋については、先ほどの話だとVのほう、下流のほうは、多少、何十メートルの範囲では動かせることはできると。上流のほうはどうなのですか、その点で多少の動きというのはあり得るのですか。

安井氏 ゲンチャイですか。

渡辺課長 ゲンチャイ、上流のほうの橋。左側。Nのほう。

渡辺企画役 多分、ゲンチャイはむしろ数十メートルとか左右に動かすと、ほとんど道路がないところにぶつかるから、余計に住民移転は。

渡辺課長 代替案として検討した上で、そのような判断がなされたのだと思うのです。住民移転とか、物流とか、いろいろ考えると、このルートという、今、何か、この橋の位置で決まっていますというような説明になっているのですが、そこは、そういう背後で検討された住民移転とか、そういうのを考慮して、この橋の位置になるという、そこまでの代替案検討はできるということだと思うのです。特に、下流のほうは、この動きがある程度、何十メートルスパンであれば動かせるので、その範囲で影響を減らすということではできると思いますので。「じゃ、橋を、この地点からこっちの地点に変える」というのは、それはまた別の話になってしまうので、そこは難しいというのが今の事業部門のスタンス……

谷本委員 ですから、代替案という言葉を使うと、非常に調査団にとっては厳しい。だから、これはルート選定、あるいは決定に当たって……

石田主査 ルート選定、ルート決定に当たって、三つの観点……

谷本委員 十分な配慮を行うこと。「何々について行って、ルート決定を行うこと。」という形にしたらどうですか。

原嶋委員 今、ご説明があったことを率直に書いていただくのが一番いいのじゃないですか。今、いろいろ背景があって決まってきた、ミクロのところでは多少調整して、住民移転を減らせるというようなことを、全体としてディスクローズしていただくということが一番重要なんじゃないですか。

渡辺課長 という範囲のルートの選定というか、代替案検討と。それは可能だという、やっていただくということですね、わかりました。

平山委員 それが本来ではないのでしょうか。

渡辺課長 そうですね。ただ、JICAのガイドライン上、その代替案というところが、どこまでのというのは、多少、案件の要請の状況とかで幅があるのが実際かなと思います。

石田主査 そうすると、その場合、グエンチャイ橋とブーイエン橋、両方入ってくるわけですね。

渡辺課長 両方入ってきます。

谷本委員 道路をね、第3の。

石田主査 「代替案の検討をすること。」……「代替案」に括弧してもらえますか。CO₂及び汚染物質の検討と。マングローブへの影響。社会環境に対する影響と、とりあえず入れてみましたが、こういう意味でしょうか。

渡辺企画役 ただ、理解は、この文章だけを見ると、代替案となると、かなり幅がある意味になりますので。

渡辺課長 多分、橋梁のときにはルートというのがそうなる。振れ幅としては何十メートルレベルの。

石田主査 だから、ルート選定ですか、ルート選定にかかわる代替案を検討して。

毛利 ルート選定、括弧、を検討する。

渡辺企画役 「にかかわる代替案」が要らないということですか。

石田主査 「にかかわる代替案」が要らないということですか……「CO₂及びマングローブへの影響、社会環境に対する影響の検討を含む」です。「影響の検討」。括弧の中から出して、逆にしてあげたほうが、多分いいかもしれない。括弧をとっていただいて、「ルート選定」を、「検討を含む」の後ろに持って行ってもらえますか、そこです。「ルート選定も」ですね。これでどうでしょうか、意図は出ますでしょうか。

谷本委員 あとは言葉を。あとは、道路部分をどうしますか。これも入れますか。マングローブ、影響があります。

石田主査 環状道路ですね。私は入れてもいいと思いますけれども。

谷本委員 じゃ、入れていただいて、道路のほうも、やっぱり住民移転があるわけですから。

石田主査 じゃ、「グエンチャイ橋、ブーイエン橋及び第3環状道路」というふうに、具体的に書いておきましょう。

谷本委員 あとは言葉。主査のほうできちんと整理をしてください。お願いします。

石田主査 とりあえず、これでよろしいでしょうか。「グエンチャイ橋、ブーイエン橋及び第3環状道路……橋梁とトンネルが代替案となっているが、CO₂及び環境汚染物質の検討、マングローブへの影響、社会環境に対する影響の検討を含むルート選定も検討すること。」

これでよろしいですか。ルート選定についても、特に三つの観点から検討してくだ

さいと。

また戻ってくるとして、先に行きます。32番はいかがでしょうか。32番は原嶋委員。

原嶋委員 特に必要ないです。

石田主査 33番、谷本委員。

谷本委員 これは、もう既に言われていますので結構です。

石田主査 よろしいですか。

谷本委員 はい。

石田主査 34番も、含めていただいたので大丈夫です。

35番は、そのまま残しますという伝言ですので、「影響に関する評価を行うこと。」ですか。35番は残します。

36番も、含んでいただいたので要りません。

37番も要りません。

38番。橋梁の代替案はないのでしたっけ。

安井氏 あります。

石田主査 あるのですよね。橋脚の場所や本数による自然環境、流れや生息域に対する影響の調査というのについては、まだ言及はされていない。

安井氏 環境に対する影響に関しては、やはり工事中の水質汚染が、一番大きな影響になると思いますので、それに関しては、起きる可能性、それは当然、橋梁のタイプを選ぶときに検討します。特に、下部工の工法だとか、そういうところでは必ず環境に対する影響について言及します。

石田主査 すみません、38番は宿題でもらえますか。少し気になるところがあるので。ひょっとしたら、メール審議でも出さないかもしれませんが、宿題で残させていただきます。

39番、40番、41番は、もう出たので大丈夫です。結構です。

では、スコーピングマトリクスにいきます。42番から、谷本委員いかがでしょうか。

谷本委員 これは結構です。42、43、44、結構です。

それで、45番は、これは、やはり先ほど申し上げましたし、説明から、グエンチャイ橋の取り付け部分のところが気になりますので、コメント以下、助言案で、いいですか、「グエンチャイ橋の地域内の利害対立並びに被害と便益の偏在の二つの項目については、ルート選定に従ってその評価を見直すこと。」これは、場合によってはA-まで行く可能性があると思いますので、そういうことで、「評価を見直すこと」という形で。C-にしますという回答を得ていますけれども、B-、あるいは、場合によってはA-になる危険性になるということ、こういう助言を入れさせていただきます。主査、よろしいですか。

石田主査 はい。じゃ、45番はそれで。

46番はいかがでしょうか。

谷本委員 46番は、これで結構です。

石田主査 わかりました。

47番は、そのまま残します。「明確にすること。」と。私の70番も合わせて欲しいので、石田の名前も入れておいてください。それだけです。

48番は要らないということです。

49番は、平山委員いかがでしょうか。

平山委員 要りません、削除してください。

石田主査 50番は、そのまま残すということですので、「C-の評価を見直すこと。」ですね。50番の末尾が、「C-の評価を見直す必要はないか。」と疑問形ですので、これを「見直すこと。」にしてください。

51番は、要らないわけですね、そうすると。

52番も不要。

53番、54番はいかがでしょう。

原嶋委員 53番は、回答のほうをとりあえず残してください。最後を「検討すること。」にして。

54は要りません。

谷本委員 すみません、50番の田中委員のところの水質関係、水関係。私の44番も一緒に合体してください。ちょっとおくれましたが。

石田主査 そういうことであれば、私も38番、宿題と言いましたが、ここにそのまま合わせてください。だから、50番に私の名前を入れておいてください。それで結構です。38番は、もう宿題じゃなくなりました、50番と一緒にします。

次に、55番は、できれば残したいのです。行き先不透明とは言いませんけれども、大規模な住民移転や生計手段、特に養殖業を失って、移転先で養殖業が再現できることは、あまり考えにくいと思うのです。代替地を見つけるのが大変だろうし。通えないということもあるでしょうし、家がどこになるかもわからないわけですから。ですので、助言として残したいので、「供用時における住民移転の評価については、C-とすること。」

原嶋委員 スコーピングでは、住民移転はいつも建設時に回していなかったですか。

柴田 そうです。回答にも書かせていただいたのですけれども、昨年度行った運用見直しの中で、スコーピングマトリクスの作成の整理をさせていただいたのですけれども、基本的には、住民移転のように工事中に発生する影響については、工事中の欄で評価をして、評価理由の欄でその旨注記をする。例えば、「引き続き影響がある可能性もある」ですとか、そのあたりは評価理由のところ注記をします。

原嶋委員 供用時は、住民移転は建設時で評価しているということだから。

柴田 そうです。

原嶋委員 それは無視しているという意味じゃなくて、それはルール上そういう扱

いになっているということ。それは私も記憶が。

柴田 その様に評価しましょうというコンセンサスを、運用見直しの中でとらせていただいています。

原嶋委員 別に無視しているわけじゃないのだよね。

柴田 はい。

石田主査 わかりました。私は事前資料をここに持ってきていないのですけれども、供用時の生計の評価はどうなっているのでしょうか。それが、もしDだったら、C-にするとかいうふうに、文章を変える必要がある。

柴田 これは環状3号線……

石田主査 B±、両方ついていますね、環状3号線。

柴田 はい。

石田主査 橋は、特にグエンチャイ橋ですね。

柴田 これがグエンチャイ橋に、はい。

石田主査 マイナスがついていますね、わかりました。じゃ、これは不要です、落としてください。55番は要りません。

56番。これは、評価を見直すというのは、つまり、私がここで提案したような形で書き直していただけるということでしょうか。それが確認できたら落とします。そうでないのであれば残します。

じゃ、一応コメントを残します。「三つの異なる事業における供用時の評価についてはC-とし、可能な限りの手段を講じるべき」と。三つの事業……生態系と生計及び経済ですかね。すみません、「の」がいっぱいついていますんで。とりあえず先に行きます。

それから、57番はいかがでしょうか。

平山委員 要りません。

石田主査 58番。

原嶋委員 これも要りません。

石田主査 59番はいかがでしょうか。

原嶋委員 59番は、いいですか、とりあえず、谷本委員は後からコメントをいただければいいのですけれども、「第3環状線の盛り土のための土砂の調達及びその運搬に伴う影響について検討すること。」

谷本委員 65番は一緒にしていただいて。文言はもう一度しっかり。

原嶋委員 はい、65と一緒に。あと、骨材なんかもどうですね。

谷本委員 はい、骨材もそうです。

原嶋委員 そういう、いろいろ含めて入れるのでしょうか。

谷本委員 はい。

原嶋委員 65と59をセットで。

石田主査 65と59を一緒にする。

原嶋委員 「土砂骨材」、ああいう形でいいですか。

谷本委員 「土砂・」ですかね。

原嶋委員 どこまで行きますか、いろいろあるのでしょうかけれども、考えられるのは。まあ土砂が一番大きいでしょうからね、心配は。

石田主査 じゃ、59はこれでよろしいですか。

原嶋委員 はい。

石田主査 60番はこのまま残すということ。

61番は不要です。

62番はいかがでしょうか。

平山委員 不要です。

石田主査 63番は要りません。

64番も不要です。

65番は、先ほど一緒にあれしました。

66番はいかがでしょうか。

平山委員 残すということで、「調査の実施に当たっては、既存資料調査を含め、データの信頼性に十分留意すること。」

柴田 「調査の実施に当たり、既存資料の……」

平山委員 「調査の実施に当たっては、既存資料調査を含め、データの信頼性に十分留意すること。」ぐらいなら何とか。

石田主査 では、67番はいかがですか。

平山委員 これは、先ほど、多分こちらのほうでという答えがありましたので不要です。

山下氏 先ほど確認しましたら、2001年の時点でガソリンそのものは禁止になっていました。

平山委員 そうですね。結構です、要りません。

石田主査 68番は、環境社会配慮の別添の1と3でも非常に、わざわざ記載されているところなので、これは落としたいくないのです。とりあえず、こうさせていただきます。JICAの文章をお借りして、JICAの文章の、「生態系サービスのオフセットとして」というところがあるのです。「生態系サービスのオフセット案を含めて」、「代償植林」は要りません、「マングローブ林の重要性について十分な記述を行うこと。」ととりあえずそうしておいてください。やっぱり、これがないとバランスがとれないと思うのです。重要だけれども、どうしても工事はしなきゃいけないということで認識はしているということとを、やっぱりちゃんと示していただけるといいと思います。

谷本委員 主査、私も18番、先ほど、後半にということで申し上げていて。それで、今日別添の資料をいただいたのです。それを読んでいて少し気になったのが、あまり

大事にしようという意識がベトナム側に、あるいは住民にというのですか。逆に言うと、もうそれだけ開発が進んできているということかもしれません、そういう面で。

石田主査 そうだと思いますけれども。

谷本委員 それで、ぜひ、今、主査のおっしゃった助言案のところに、後ろにでも次の文章をくっつけてください。やっぱり、マングローブ林の重要性についてベトナム側に、特に関係機関、住民にきちんと提案をしてくださいと。提案をして、それをDFRに書いてくださいというのをに入れていただいたらいかがでしょうか。これが本当に重要だと思います。

石田主査 「重要性及び保全について」というのはいかがでしょうか。

谷本委員 はい、保全。マングローブ林を守っていく、使っていくということと、保全をしていくという、その両方ですね。それをきちんと伝えていただきたい、それを明記してくださいということ。そうすれば18番とか、マングローブに関して、結構、皆さんが質問、コメントをされていますので、それを合体したような形で一つの助言にまとめたらいかがですか。

石田主査 そうすると、今の助言のところの、「生態系サービスのオフセット案を含めて」の後ろに、「マングローブ林の重要性について十分な記述を行うこと」とありますが、それを取ってもらえますか。そうすると文章が一つになると思うのです。

こうすると、オフセットさえすればいいということになりがちなのを、でも、「保全」と書いているから大丈夫ですね。「生態系サービスのオフセット案を含めて、マングローブ林の重要性及び保全について」、ここでは「利用」という言葉を書かない。「マングローブ林の重要性及び保全について、ベトナム側の関係機関及び住民へ提案し、DFRに記載する。」いかがですか。

谷本委員 はい、その内容を入れてください。DFRに記載すること。一番最後の「DFR」の前に、「その内容を」、ちょっとくどいですがけれども。

石田主査 わかりました、「その内容をDFRに記載すること。」

谷本委員 それでいいと思います、私の意図は。

石田主査 ありがとうございます。

今が68番でしたから、次に、69番。

69番は、そのまま使います。「多くの川や水路が加工のデルタ地域に広がっており、古くから水運が地域の社会経済に重要な役割を果たしてきたことを考慮した社会調査も行うこと。」

70番は、もう含めていただいたから要りません。

71番、72番はいかがでしょうか。

原嶋委員 特に必要ありません。

石田主査 73番ですが、73番を見せてください。

73番は、大切なことだと思うのですが、コメントで残さなくても、恐らくやってく

れるだろうと思うので、先ほどお話しもさせていただきましたので、落とします。や
ってください、お願いします。結構です。

74番は要りません。

75番も要りません。

76番も……すみません、これだけ宿題にさせてください。落とすかもしれませんが、
持ち帰らせてください。あまりにも細かい調査のことなのですが、結構重要なので。

77番はいかがでしょうか。

原嶋委員 77番は必要ありません。

石田主査 78番は。

原嶋委員 78番は、回答のほうを使って、上の「水産養殖施設が移転対象になるケ
ースは想定される、その場合に補償を検討する。」それで結構です。それは要らない
です。「土地への補償に加えて、水産関連施設への補償を検討する。」でおしまいで
す。その下はカットでいいです。「養殖池」と書くのかもしれませんが。まあどちらで
もいいです。とりあえずそれで結構です。

石田主査 78番はよろしいですか。

原嶋委員 はい。

石田主査 76番は文章ができました。こうしてください、76番に戻ります。「市場
価格の変化による一時的な休業を含む零細な養殖業の実態を可能な限り調査で把握す
ること。」そうしておいてください。

原嶋委員 じゃ、一緒にしますか。

石田主査 78番を見せていただけますか。

谷本委員 養殖関係だけだと、中身は一緒ですね。農業を入れるのだったら、また
別ですけども。

石田主査 補償でそういう調査をするからということですか。一緒にできますかね。

原嶋委員 無理に一緒になりたいわけじゃないのだけれども。

石田主査 とりあえず、別にしておいていただけますか。

79番はいかがでしょうか。

原嶋委員 これは一緒に、同じ趣旨のことを入れていただいていた方がいいと思うのですけ
れども。

石田主査 79番はこのまま残しますか。

原嶋委員 そうですね、私は二つで見ていたのですが、石田委員は三つのコンポー
ネントを別々に見ているんで。

石田主査 でも、道路と橋はつながっているんで、私も二つで大丈夫です。

原嶋委員 じゃ、とりあえずは、79番は。

石田主査 はい、79番は残してください。79番はそのまま残していただく。

81番は、そのまま残してください。文章はそのままです。

82番はいかがでしょうか。

谷本委員 これも結構です。

石田主査 81番は、はい、そのまま残してください。

82番は落とすということで。

83番は落としてください。

84、85は、二宮委員が宿題として持ち帰られました。

86番はいかがでしょうか。

平山委員 86番は、データの信頼性がこの事例についてどこまで確保されているかを見たかったということだけですので、落としていただいて結構です。

石田主査 87番も落としてください。

今、申しわけありません、5時を少し過ぎてしまいました。最初から、どこを助言としたかというのだけを確認して、今日は終わりにしたいと思います。

助言にしたのは、最初はどこですか。

谷本委員 7番ですね。

石田主査 7番。原嶋委員いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

原嶋委員 ええ。「三つの事業」とか、いろいろと言葉を整理していただければいいです。ほかでも同じようなことがあるので、それは整理しておいてください。本事業は三つの事業って、何か変な話だけれども、それはまた全体の整合性をうまく処理してください。

石田主査 下に進んでください。次の助言は何番ですか。

原嶋委員 あと、「環境アセス」というのは、「EIA」か「環境アセスメント」か、何か統一した言葉にしておいてください。「EIA」とか使っているところもありますね、それもまた統一してください。

石田主査 次の助言は何番ですか。

谷本委員 21番。

石田主査 よろしいですか。私ですね、はい、結構です。

原嶋委員 ちょっと困ったことが。ちょっとわかりにくい。言葉の表現はともかくとして、多分、初見の人はわかりにくいと思う。「当該」、「本事業」でも何でもいいですけども、「事業が現在開発中のさまざまな工業計画の影響を考慮した内容であることを記述する」というのは、初見の人は、多分、もう少し補足しないと。

石田主査 「現在進行中の」にしてもらえますか。「進行中の」

原嶋委員 「工業計画で影響を考慮する」ってどういうこと。

石田主査 工業開発。

原嶋委員 まあそれですか。

石田主査 「計画」を取ってください。「開発を加味した総合的な影響について記述を行うこと。」

渡辺企画役 主語が変です。

石田主査 主語が変なのです、そうすると。「本事業及び」。

原嶋委員 特定したほうがいい、そうでもない。

渡辺企画役 「本事業がさまざまな開発計画を踏まえた事業計画であること」という趣旨ですか。

渡辺課長 事業計画であるということなのか、さまざまな計画の環境影響を踏まえた環境影響をやるということなのかという、ふたつの観点があります。

石田主査 さまざまな環境、個別で行われている工業開発の計画、進行中の開発を加味した影響を見ているのかということなのです。

原嶋委員 それは後ほど検討してください。

石田主査 そうしましょう。これを宿題にします。

原嶋委員 初見だとちょっとわかりにくいと思うのです。

石田主査 はい、わかりにくいと思いますので。

原嶋委員 受け取った側も、どこまで理解しているか。

石田主査 これは持ち帰らせてください。私がコメントを検討します。とりあえず、そのまま残しておいてください。

次に行きましょう。30番、谷本委員だけじゃなくて、何人かの委員の方の。

谷本委員 これは、何人かの方の話が出てきます。34番、石田委員のもこれも関係します。

石田主査 原嶋委員も。

谷本委員 32、はい。このあたり、田中委員のことも……

石田主査 それから平山委員のところ。

原嶋委員 じゃ、いきますよ、「グエンチャイ橋、ブーイエン橋、第3環状道路について、CO₂及び汚染物質の排出、マングローブ林への影響、社会環境の影響などを考慮したルート選定を示すこと。」とか、「行うこと。」とか、どちらでもいいです。

谷本委員 そうしましょう。検討は二つ、そこはありますね。

石田主査 つまり、三つのクライテリアを使ってルート選定をしてくださいということですね、検討だけじゃなくて。わかりました。

谷本委員 そうです。これは29番から41まで、全部それで絡むのです、そういう考えをしますと。そういう形で各委員の番号を入れて、最後に主査が判断してください。お手数ですが。平山委員のやつは。

石田主査 平山委員も入ります。

谷本委員 全員の。

石田主査 49番が入りますので。

谷本委員 49、それならば入れてください。平山委員の。

石田主査 では、次に行きます。

35番。これはそのまま残すということです。

次に行きましょう。45番、谷本委員。

谷本委員 45番は……

原嶋委員 費用と便益でしょう。

谷本委員 費用と便益でしたっけ。被害と便益じゃなかったかな、マトリックスの項目が。

柴田 被害と便益の偏在です。

谷本委員 偏在ね、そういう項目ですね。

原嶋委員 あまり「被害と便益」って言わないような気がするけれども、まあいいです。

石田主査 プラスとマイナスという意味なのでしょう。

原嶋委員 多分、ダメージを訳したのだと思うのですけれども。

石田主査 では、次に行ってください。

谷本委員 これはそのまま、結構です、はい。

石田主査 二宮委員のは、そのまま残す。

原嶋委員 ただ、表は気をつけたほうがいいですよ。「表何々」というのはわかりにくいと言われるので。また直しておいてください。ここではいいですけれども、内容を、わかるように。

石田主査 じゃ、JICAのほうでお願いします。名前を入れてあげてください。

田中委員のこれは残すということで、次に行ってください。

53番はいかがでしょうか。

原嶋委員 とりあえず、これで結構です。

石田主査 56番は私ですね。まず「三つの事業を」を取ってもらえますか。「生態系」と「生計・経済で」、「供用時の評価についてはC-とし」……

柴田 今、現状のスコーピング案では、全ての三つのコンポーネントで、それぞれ生態系は全部供用時がC-で、生計・経済の供用時はB±という評価になっていますので、全てC-以上にはなっています。

石田主査 そうですか、わかりました。じゃ、それは多分私の見誤りですね。じゃ、これは落としましょう。

次に行きましょう。59番はいかがでしょうか。

渡辺企画役 さっきのところは、Cに変えろということになっちゃう。C-以上だけれども、C-にしてくださいというのだけ残るから、Cに変えろという、C-以上。

石田主査 どれですか。

渡辺企画役 さっきの、その前のやつは、C-としてくださいというのだけ残って、このとおり変えますという回答になっているけれども、格下げしていいですか。

石田主査 B±として、今、現状で評価しているわけですね。

柴田 そうです。生計・経済についてはB±として評価しています。ここについては、現状のままの評価でよいという理解でよろしいでしょうか。

石田主査 はい、そうしてください。

渡辺企画役 見直しはしないということですね。

石田主査 はい。

柴田 今、石田委員のご意見ですと、工事中はそれぞれA-ではないでしょうか。現状の評価は、生態系は、工事中がB-、生計・経済についてはB±となっていて...

...

石田主査 工事後はそれで結構です。工事中のA-.....わかりました、じゃ、助言に残しましょう。「工事中における生態系と生計・経済の評価はA-とすること。」ありがとうございます。

次に行きましょう。

原嶋委員 それは、運搬の影響。調達及び運搬の影響というか、運搬による影響。

谷本委員 これは環状線だけじゃなくて、橋梁部分もありますから。

原嶋委員 事業全体というのですかね。

谷本委員 「本事業のために」にしましょう。盛り土だけじゃなくて、護岸なんかも使いますから。「ための土砂、骨材」。そこを削除してください。まあ「土砂、骨材」でわかるでしょう。「調達及び運搬による影響について検討すること。」はい、こうしてください。

石田主査 では、次に行ってください。

ちょっと待ってください。66番は、平山委員いかがでしょうか。よろしいですか。調査の実施に当たっては.....

平山委員 私はこれで結構です。

石田主査 じゃ、次に行きましょう。

68番は私ですね。谷本委員もそうです。谷本委員いかがでしょう、私はこれでいいと思います。

谷本委員 はい、結構です。これで当座いきましよう。

石田主査 69番は私ですね.....最初が要らないですね、「水運が」から始めて、「水運が」の前を全部取ってください。「水運が地域の社会経済に重要な役割を果たしてきたことについても考慮した社会調査を行うこと。」としてください。それで私はいいと思います。

次に行っていただけますか。「市場価格の変化による一時的な休業を含む零細な養殖業の実態を可能な限り調査で把握すること。」いいです。

78番。

原嶋委員 今ので大丈夫です。その前に持っていく。

毛利 ここで意図されているご助言の内容というのは、市場価格が、例えば.....

石田主査 価格は、あくまで例ですから。一番心配しているのは、零細と大規模がまじり合っているケース、それから粗放的養殖業と、恒常的な養殖業、インテンシブな養殖業がまじり合っているケース。それから、同じエビの田んぼの中でも、オーナーがいて、あとはそのワーカーが非常に過酷な、レイバー的に使われているようなケースとかがあればとか、いろんな生計のパターンがあると思うのです。それをきちんと見てくださると、そういうことを見ていただきたいので。特に零細に着目してくださると、スモールスケールに着目してほしいということです。

毛利 わかりました。そうしたら、今の記載ぶりですと、例えば、市場価格が下がったことで仕事をやめてしまった人の影響も図ることとか、零細な養殖業の実態についても、可能な限り調査で把握すること。

石田主査 そうでしょうか、そうしてください。そうですね、それはちょっと余計でしたね。

毛利 わかりました。

石田主査 心配したのは、調査に行った時点で、田んぼが何も使われていないと、ああ、これはもう放棄しているのだと思う調査というのは、過去に結構あるんです。NOGでもODAでも。だから、それはしないでほしいという意味を込めて書いたのです。余計なことでした、やめましょう。

じゃ、次をお願いします。78番。

原嶋委員 それは「水産養殖施設」じゃなくて、「養殖場」でもいいですかね。さっきのは何にしましたっけ、石田委員のでしたっけ。「養殖業」でいいですよ。同じようにしたほうがいいです。「養殖業者」という言葉がいいのかどうかわかりませんが、

石田主査 「養殖業」ですから、「養殖業者」ですか。

原嶋委員 どっちでもいいです。「業者」という言葉が適切……

柴田 養殖池が移転対象になる……

原嶋委員 そうですね、養殖池ですね。「事業者」にしましょうか、そうしたら。

石田主査 「事業者」、はい。

毛利 たびたびすみません、養殖池が移転対象として、養殖池という資産を取得する場合に、土地への補償、つまり養殖池そのものへの補償に加えて、損失資産に対する追加的な補償を、何らか検討する。

原嶋委員 営業補償のかわりなのでしょう。その前に丸が入っていない。「される。」

毛利 損失資産に対する補償というよりも……

原嶋委員 損失資産に対する補償は当然なので。ただ、普通は非正規なのかもしれないけれども、状況はわからないけれども、それはいずれにしろ程度の問題ですし、必ずあるけれども、事業、営業活動に対する損失が出ているから、それをどう見るか

は、結果はともかくとして、一定の配慮は必要ですよ。

毛利 事業者への営業補償を検討することという理解でよろしいですか。

原嶋委員 それは全員、それは別々にして、それは左の文章をそのまま頂戴したのだけれども。

石田主査 これは「事業者」と言った場合、オーナーだとか社長だけという意味にはならないですか。大丈夫ですか。

原嶋委員 それはならないです。

石田主査 雇われている人も入るわけですね。

原嶋委員 「事業者」はかなり広い。雇われている人は入らない。雇われている人は入らないね、「事業者」と言ったら。

渡辺課長 そういう場合は、事業者では入らないですが、ガイドライン上は、そこも当然、営業補償というのですか、収入補償をしてもらおうということ。

原嶋委員 一応、「事業者」と言ったときには、今、おっしゃったように、オーナーかどうかは別としても、一応、どちらかというと経営している側を指しているから、そこで雇われている人の補償は、直接は、言葉で言えば入らないけれども。どこまで明確に入れるかは別として、入らない。

石田主査 その従業員に対する補償は、また別途行われるということですか。

渡辺課長 ガイドライン上で求められているということ。ここに助言として残す、残さないにかかわらず求められるということ。

原嶋委員 「事業者及び従業員」にしますか。

渡辺課長 そこは、従業員がいるのかどうかもよくわからないのでという。通常、影響を受ける人というのですか、に対する補償、その土地。

原嶋委員 「移転に伴う補償を検討する」と言えば、全部入りますよね。「移転に伴う全ての補償を検討する。」そこまで書けば何でもありだね。「移転に伴う補償を検討する。」ということにしておいてください。そうすれば、一応、言葉としてはカバーしているということに。「移転に伴って必要な補償」とか、そういうことでもいいです。

石田主査 じゃ、79番、原嶋委員いかがですか。私もそうでしたっけ。

原嶋委員 それはそんな感じで。

渡辺企画役 「ガイドラインに従った」ですか、「従い」。

石田主査 79番はオーケーで、次に行ってください。

「担ってきた」というのを外していただけますか。「担う」にしてください。「ユニオン、団体」の後の括弧を取ってください。「団体の代表もステークホルダー協議に招くこと。」……「団体の代表を」ですね、代表でいいと思います。「代表をステークホルダー協議に招くこと。」

もう、これだけですか。

皆さん、どうもありがとうございました。すみません、主査の勝手際で、また時間を超過してしまいましたけれども、では、日程について。

渡辺課長 石田主査、どうもありがとうございました。今日はもう金曜日、大分遅くなっておりますので、来週月曜日をめどに、また事務局のほうから文章等をとどめたものを皆様にお送りして、幾つか、今回メール審議とか、別途文案をご提案いただくというところがありますので、そこは、その際にあわせてコメントをいただくという形のメール審議をお願いしたいと思います。

メール審議の取りまとめ自体は、6月、再来週の末でも大丈夫です。6月12日が金曜日かと思えますけれども。それを受けて、多少時間がありますけれども、7月の全体会で確定をするというスケジュールですけれども、ベトナム課は大丈夫ですか。

それではそのように石田主査には6月12日金曜日までにまとめていただきたいと思えます。

石田主査 JICAからは、来週の月曜日をめどにいただけるということですね、はい、わかりました。

渡辺課長 では、本日は長時間にわたってどうもありがとうございました。終了とさせていただきます。

午後5時28分閉会